

令和 4 年

国見町議会会議録

第 5 回 定例会

令和 4 年 12 月 6 日開会

令和 4 年 12 月 9 日閉会

国見町議会

令和4年第5回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	6
公立藤田病院組合議会（松浦常雄君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	8
議案の上程（議案第57号～同意第3号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	16

第2号（12月7日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

8番 佐藤定男君	19
①「くにみかるた」作成の予定はあるか	
②父子手帳の発行・配布の考えはどうなっているか	
5番 山崎健吉君	23
①当町の空き家等の現状と今後の対応策について	
②総合型地域スポーツクラブの設立について	
3番 穴戸武志君	33
①当町における不登校小中学校児童生徒に対する支援について	
10番 渡辺勝弘君	38
①当町における町有財産の利活用について	
②子ども議会について	
2番 八巻喜治郎君	48
①自然災害等について	
②くにみ農業ビジネス訓練所について	
12番 浅野富男君	51
①マイナンバーと保険証について	
②インボイス制度実施について	
③気候変動による自然災害について	
6番 小林聖治君	59
①新型コロナウイルス感染防止対策について	
②マイナンバーカードの普及促進について	
1番 蒲倉 孝君	66
①定住化促進総合対策事業（大坂住宅リノベーションプロジェクト）につ いて	
②林業振興事業について	
散会の宣告	69

第3号（12月9日）

議事日程	71
出席議員	72
欠席議員	72
遅参及び早退議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	72
本会議に出席した事務局職員	72
開議の宣告	73

議案第 5 7 号	国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例	73
議案第 5 8 号	国見町下水道事業の設置等に関する条例	74
議案第 5 9 号	国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する 条例の一部を改正する条例	75
議案第 6 0 号	国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	76
議案第 6 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例	76
議案第 6 2 号	国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例	77
議案第 6 3 号	国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	77
議案第 6 4 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	78
議案第 6 5 号	国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	79
議案第 6 6 号	国見町特別会計条例の一部を改正する条例	79
議案第 6 7 号	国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例	80
議案第 6 8 号	国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例	80
議案第 6 9 号	国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定 める条例の一部を改正する条例	81
議案第 7 0 号	工事請負契約の締結について	81
議案第 7 1 号	令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 5 号）	82
議案第 7 2 号	令和 4 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	98
議案第 7 3 号	令和 4 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	99
議案第 7 4 号	令和 4 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	99
同意第 3 号	国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めること について	100
追加日程の議決		100
議員の派遣について		100
常任委員会の所管事務調査について		101
町長挨拶		101
閉議及び閉会の宣告		101

国見町告示第117号

令和4年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和4年12月6日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和4年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第57号 国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例
- 第 5 議案第58号 国見町下水道事業の設置等に関する条例
- 第 6 議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第60号 国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 9 議案第62号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第63号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第65号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第66号 国見町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第67号 国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第68号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第69号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第71号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第72号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第73号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第74号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 同意第 3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 穴戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	穴戸浩寿君	会計管理者兼 会計課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番渡辺勝弘君、11番松浦常雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月9日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、農業委員会会長、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和4年第4回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案18件、同意1件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情はありませんでした。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配

付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、6番小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今回の伊達地方消防組合議会の報告は、臨時会と定例会の2件であります。

まず、伊達地方消防組合議会臨時会について報告いたします。

去る9月26日、渡辺勝弘議員とともに伊達地方消防組合議会臨時会に出席してまいりました。午前10時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時30分より、令和4年第3回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれ、まず、管理者から消防組合における諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は3件であります。

報告第2号であります。令和3年度伊達地方消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。西分署庁舎改築工事積算業務委託の繰越明許費について、繰越計算書を調製したことの報告でありました。

次に、議案第7号は、専決処分の承認を求めることについてであります。西分署倉庫・油庫等解体工事について、工期中に工事変更契約が必要になり、緊急に補正予算が必要になったことから、地方自治法の規定により専決処分をしたことについて議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第8号は、令和4年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、令和4年3月の地震による災害復旧に係る修繕等のため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4769万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億139万5000円とするものであります。

以上、3議案となりますが、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、伊達地方消防組合議会定例会について報告いたします。

去る10月27日、渡辺勝弘議員とともに伊達地方消防組合議会定例会に出席してまいりました。午前9時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時より令和4年第4回伊達地方消防組合議会定例会が開かれ、まず、管理者から消防組合の諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は4件であります。

議案第9号は、伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号は、令和3年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算の認定

であります。歳入総額は17億6140万9046円であり、歳出総額は17億2910万5886円で、差引額は3230万3160円であります。

主な事業としては、中央消防署の西分署に救急自動車1台と広報連絡車1台を配置しました。さらに音声による119番通報が困難な方のために、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報を行うことのできるNET119システムを導入いたしました。

これら決算の審査につきましては、去る8月18日に実施いたしました。

次に、議案第11号、同じく第12号は、工事請負契約の締結についてでありますけれども、どちらも中央消防署西分署改築工事の請負契約の締結であります。

これら議案4件は、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で令和4年第4回伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について、11番松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 令和4年第3回公立藤田病院組合議会定例会は、去る9月29日午前11時から、病院の2階会議室で開催されました。4人の組合議員が出席しましたので、私から報告いたします。

まず、議案の審議に先立ち、管理者から、令和4年7月以降の主な病院事業の報告がありました。8月は感染症のオミクロン株が猛威を振るい、感染者が激増したこと、市中感染の拡大に伴って、藤田病院でも8月12日以降、普通の病棟の職員と一部の患者に感染が確認され、入退院や救急患者の受入れを制限せざるを得なかったこと、その後、経過観察、検査、感染予防を徹底し、新たな感染拡大がないことを確認し、8月26日に通常診療としたということです。

次に、8月までの事業状況の報告がありました。外来患者数は前年比4,200人の増でした。入院患者数は7月までは前年比で増でしたが、その後の入院制限のため前年同数、加えて入院の診療単価が増加したため、収益は増加しています。しかし、手術件数が増のため、手術材料費、診療材料費が高騰しているためなどから、収支差額は前年を下回っています。

それでは、このたびの定例会に提案された議案を説明します。

本定例会には、条例改正議案2件、令和4年度病院事業会計補正予算案1件、令和3年度病院事業会計決算認定1件の4件の案が提案されました。

初めに、議案第6号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、国の法律改正に基づき条例を改正するものです。

議案第7号、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、文言の整理を行うものです。

議案第8号、令和4年度公立藤田病院事業会計補正予算は、災害時の断水に備えるため、自家水道システムを整備しようとするもので、既定の資本的支出の総額を改め、不足する額7億9632万1000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するもので

す。

認定第1号、令和3年度公立藤田病院組合病院事業会計決算認定については、収益的収支は、総収益が66億7310万1000円、費用が64万3895万円で、2億3414万8000円の黒字決算です。

次に、資本的収支は、収入が2億3457万3000円、支出が9億7668万8000円で、資本的収入が資本的支出に不足する額7億4211万5000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

議案は全て原案のとおり可決、承認、認定されました。

なお、詳しいことはお手許に配付されております議案書の写しをご覧くださいと思います。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会について、12番浅野富男君。12番（浅野富男君） 令和4年第3回伊達地方衛生処理組合議会定例会は、去る10月27日午後2時30分より当組合会議室において開催され、八島議員とともに出席しました。

初めに、この9月に桑折町議会において議会構成が変更になり、当組合議員として鈴木隆志議員が選出されました。また、議長が空白となったことにより、議長選挙が行われ、副議長による指名推選で桑折町選出の半澤 高議員が当選されました。

この後、提案理由の説明があり、本定例会に提出されました案件は、繰越明許費の報告について1件、令和3年度各会計歳入歳出決算認定について3件、令和4年度各会計補正予算3件の計7件であります。

報告第1号、繰越明許費の報告についてであります。令和3年度において繰越明許費として設定したごみ処理事業特別会計の衛生費及び災害復旧について翌年度への繰越しを行っていたことから、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第10号から議案第12号までは、令和3年度伊達地方衛生処理組合各会計歳入歳出決算認定であり、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものであります。

なお、これら決算の審査につきましては、去る8月22日に実施されております。

議案第10号、一般会計につきましては、歳入総額5460万7366円、歳出総額5415万1993円、歳入歳出差引額45万5373円、議案第11号、し尿処理事業特別会計につきましては、歳入総額3億5610万2600円、歳出総額3億5195万7098円、歳入歳出差引額414万5502円となっております。

議案第12号、ごみ処理事業特別会計につきましては、歳入総額6億3365万5393円、歳出総額6億1728万2697円、歳入歳出差引額1637万2696円となっております。

次に、議案第13号、令和4年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算それぞれに25万5000円を追加し、予算総額を5695万5000円とするものであります。歳入においては、令和3年度決算確定による繰越金の増額、歳出においては、繰越金の増額補正分を財政調整基金に積み立

てるべく、積立金を増額するものであります。

次に、議案第14号、令和4年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算のそれぞれに940万3000円を追加し、予算総額を3億4630万3000円とするものであります。

歳入においては、公債費分地方交付税充当額の確定による分賦金の増額及び電気料金高騰による需用費の補正財源として基金繰入金を増額しています。

歳出においては、衛生費で電気料金高騰による需用費の増額及び地方交付税充当率確定により、し尿処理事業特別会計減債基金への積立金を増額する一方、受け差等による不用残見込額として委託料等を減額するものとなっています。

次に、議案第15号、令和4年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算それぞれに3315万3000円を追加し、予算総額を7億6654万3000円とするものであります。

歳入においては、需用費の補正財源として基金繰入金の増額及び令和3年度決算確定による繰越金からの増額となっています。

歳出においては、電気料金や薬品代、燃料代の高騰によりまして需要費を増額しています。

これら7件の案件は全て承認、認定、可決しています。

詳細につきましては、お手許の資料をご覧くださいと思います。

なお、同組合の諸般の報告として、本年3月に発生した福島県沖地震による災害廃棄物の処理について、可燃物132トン、不燃物37トン、粗大ごみ358トン、石、瓦、コンクリートブロック等の瓦礫類2,747トン、廃家電類97トン、合計で3,372トン全量を9月末で処理を完了していることの報告がありました。

以上で伊達地方衛生処理組合からの報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第57号～同意第3号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、議案第57号から日程第22、同意第3号までの議案18件、同意1件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和4年第5回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健で出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案した各議案についてご説明します。

本定例会には、条例制定や改正などの一般議案14件、一般会計と各特別会計の補正予算の議案4件、人事案件1件の計19件の当面する緊急で重要な案件を提案しま

した。

冒頭、福島県沖地震の対応について申し上げます。

住家の被害状況は、準半壊2棟と一部損壊1棟が増加し、合計1,259棟となりました。

住宅応急修理の申請は664件、公費解体事業の受付は非住家を含め177件で、それぞれ修繕費の支払い、解体工事費の費用償還と入札を進めています。

なお、住宅応急修理は、1月末まで受付期間を延長して対応します。

町罹災救助給付金は、半壊以上の住家被害を受けた204件全てに見舞金を交付し、また、被災者生活再建支援金は、17件について支給を完了しました。

町税等の減免は、現時点で個人町民税が98件、固定資産税が241件で、約500万円の減免、また、国民健康保険税が112件、介護保険料が260件で、約1700万円の減免を見込んでいます。

公共施設と文化財では、使用不能となっている観月台体育館で有害なアスベストが使用されていることが判明したため、修繕を断念し、早急な解体を進めることとし、本定例会に工事請負契約の議案を提案しています。

その他の公共施設と文化財は、年度内に全て復旧する予定で工事を進めています。

次に、令和4年9月第3回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種を精力的に進めるとともに、乳児・幼児・児童に対しても接種機会の確保に努め、実施しています。

次に、保健事業についてです。

メタボリックシンドロームの兆候のある人などを対象に、有酸素運動や筋力トレーニングを組み合わせた脱メタボに向けた運動教室を16回実施し、インボディを活用した運動効果の検証を行い、今後の健康づくりに役立てる取組を始めました。

また、食育教室、骨折予防教室、減塩セミナーの開催と併せ、秋の総合健診も実施しました。

次に、長寿健康づくり講演会についてです。

10月27日、東北文化学園大学の菅谷洋子准教授、森田清美准教授による「運動実技とボディメンテナンスの講演会」を開き、高齢者の健康増進と介護予防に必要な知識や理解を深めました。

次に、敬老会についてです。

3年ぶりに開催する予定で準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から中止としました。

なお、敬老の日に合わせて、記念冊子と記念品を配付しました。

次に、百歳県知事賀寿と敬老祝金の贈呈についてです。

後藤トミさん、三木ヨシさんに県知事賀寿と町からの敬老祝金を贈呈しました。

次に、臨時特別給付金についてです。

非課税世帯への臨時特別給付金は、令和3年度分は既に受付を終了し、775世帯に給付しました。

令和4年度分は、8月以降、順次給付を進めています。また、プレミアム商品券についても発送しています。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、国見町防災計画についてです。

10月14日に開催した国見町防災会議で、防災計画の見直しが承認されました。

次に、秋の叙勲についてです。

元国見町消防団長の佐藤誠さんが、瑞宝単光章を受章しました。

次に、交通安全事業についてです。

秋の交通安全運動期間中に交通死亡事故ゼロ1000日の表彰を受けましたが、10月21日の死亡事故で記録が途切れしました。

また、11月18日には、桑折町と共催の交通安全町民大会が開かれ、功労のあった団体と個人を表彰しています。

次に、防犯事業についてです。

10月22日、3年ぶりに開催された鹿島神社例大祭に合わせ、暴力団排除のためのパレードを藤田商店街で実施しました。

次に、国見町農業地域整備計画についてです。

パブリックコメントを実施しましたが、特に意見はありませんでした。

現在、年度内の策定に向け、福島県と協議を進めています。

次に、大坂住宅のリノベーションについてです。

11月25日に契約を締結し、年度内に完成する予定で事業を進めています。

次に、国への要望活動についてです。

10月18日、農林水産省と内閣府へ道路整備計画に関する財政支援を要望しました。11月9日には、道づくり全国大会と併せて、県選出国會議員へ国道4号伊達拡幅の早期完成を要望しました。

次に、滝川と滑川河川改修についてです。

県が実施している滝川築堤と滑川築堤と、これに伴う町道橋架け替えの河川改修工事は、順調に進捗しているとの報告を受けています。

次に、仮置場原状回復工事についてです。

工事は順調に進捗しており、年度末には町内全ての仮置場の返地が完了する予定です。

次に、放置自転車撤去についてです。

11月27日、防犯協会藤田支部の協力を得て、藤田駅前の駐輪場に放置されている自転車の撤去作業を行いました。一定期間保管した後に処分する予定です。

次に、下水道事業の一部法適化についてです。

来年度の一部法適化に対応するため、関連する条例の制定及び改正の議案を本定例

会に提案しています。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、結婚世話やき人についてです。

11月27日に無料相談会を実施しました。引き続き月1回程度実施していきます。

次に、「すくすくももさぼ祝金」についてです。

9月以降は、新たに男児3件、女児2件に支給し、合計13件に支給しました。

次に、子ども・子育て関連事業についてです。

くにみ幼稚園と藤田保育所では、新型感染症対策を徹底しながら、それぞれに運動会を行いました。また、くにみ幼稚園では、東北大学医学系研究科が実施する「自然保育を用いた子どものストレス軽減プロジェクト」にも取り組みました。さらに、ももたん広場とつながる～むでは、ハロウィンイベントや「いいいくじ」の日に合わせた「親子工作会」や「つながるふえす」を開催しています。

次に、小中学校の事業についてです。

国見小学校では、11月9日、創立10周年を記念した学習発表会を開催し、合奏、演劇などで練習の成果を披露しました。また、恒例となった農業体験学習の稲刈りも行っています。

10月15日には、県北中学校で柏葉祭が開催され、学習成果の発表を行っています。

次に、通学路とスクールバスについてです。

通学路とスクールバスの経路の合同点検と検討委員会を開催しました。

次に、くにみ学園構想の策定についてです。

10月4日と11月10日に、くにみ学園基本構想策定委員会を開催し、基本方針、保育・教育の現状と課題、計画条件、施設計画などの協議を行いました。また、10月8日にシンポジウムを、さらに11月27日にワークショップをそれぞれ開催しました。引き続き議論を深めていきます。

次に、青少年健全育成事業についてです。

それぞれの競技で優秀な成績で上位の大会へ出場した児童・生徒に奨励金を交付しました。また、12月4日に青少年健全育成町民大会を開催し、表彰と優秀作文の発表を行いました。

次に、成人式についてです。

成人年齢が引き下げられたことから、対象者にアンケートを実施しました。その結果を受けて、「はたちの成人のつどい」を開催することとしました。なお、式の内容と詳細は、対象者の代表で組織する実行委員会で検討しています。

次に、地域学校協働本部事業についてです。

柏葉体育館で「質問のできる学習室」を実施しています。中学生が自主学習を通して大学生に質問しながら、学びを深めています。

また、12月4日には、放課後塾ハルのプロジェクト学習の一つで、全国の中高生がまちづくりをプレゼンテーションして資金を集め、事業化するコンテスト「フミダ

ス！プレコン」に県北中の3人が参加しました。

次に、スポーツ事業についてです。

9月に開催した総合型地域スポーツクラブ設立に向けたプレ事業には、119人が参加しました。また、市町村対抗軟式野球、ソフトボール、ふくしま駅伝、町内駅伝競走大会に国見町の選手が出場し、それぞれに活躍しました。

次に、文化芸術事業についてです。

国見町文化祭の芸能発表と総合展示が3年ぶりに開催され、600人以上が来場し、作品と発表を鑑賞しました。

また、11月20日には、宝塚OGによるエンターテインメントショーが開催されています。

次に、あつかし歴史館事業についてです。

9月17日から23日まで、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」のパネル展を、10月15日には大木戸むらづくりの会が主催する「あつかしまつり」が開催され、多くの来場者でにぎわいました。また、歴史まちづくり計画を策定した国見町に、国土交通省東北地方整備局から「歴まちカード」が贈呈されました。希望者には、あつかし歴史館で配付しています。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、風評対策についてです。

9月17日から21日まで、東京銀座歌舞伎座の木挽町広場で「くにみ物産展」を開催しました。生産者4人が農産物や加工品をPR販売しました。

また、10月22日と23日に道の駅国見あつかしの郷で開催した「くにみマルシェ」でも、生産者が消費者に直接、安全性とおいしさを説明しながら販売しました。このくにみマルシェには、岐阜県池田町、栃木県茂木町、岩手県平泉町をはじめ、県内外の道の駅など25団体が出店し、それぞれに自慢の産物や商品のPRに努めました。

次に、令和4年産米のモニタリング検査結果についてです。

旧町村ごとに3か所、計15か所の圃場を選定し、検査した結果、いずれの玄米からも放射性物質は検出されませんでした。

次に、あんぽ柿の放射能検査開始についてです。

JAふくしま未来の国見共選場で、11月18日から令和4年産のあんぽ柿検査を開始しました。

福島県あんぽ柿産地振興協会は、出荷目標を震災前の86%の1,330トンとしています。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてです。

長期・短期それぞれの研修は計画どおりに進んでいます。4人の長期研修生は、来春の自立就農に向け、農地の確保、青年等就農計画の作成などを進めています。

また、11月13日には農業人フェアが福島市内で開催され、10組11人が国見町ブースを訪れています。

次に、鳥インフルエンザについてです。

11月29日に伊達市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが確認され、翌日に殺処分と埋設が完了しました。半径10キロ以内に搬出制限が設定されるとともに、町内2か所に畜産関係車両用の消毒ポイントが設置されました。また、町内の養鶏農家に対し、既存予算内で緊急支援策を実施しました。

次に、中小企業・小規模企業の振興についてです。

振興条例の制定に向け、町民と町内事業者の意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。寄せられた4件の意見は、内容を精査し、3月定例会に議案を提案する予定です。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

指定管理者第三者評価選定委員会から、施設を適正に管理運営していることを確認した旨の評価報告書が提出されました。

次に、「くに味でまんぷく！ウォー食ラリー」についてです。

11月3日、商工会が主催して開催され、200人の参加者は商店街の14店舗を巡りながら、地元のお店の魅力を再発見していました。

次に、プレミアム商品券についてです。

全町民が確実に商品券の購入ができるよう、11月下旬に各世帯へ引換券を郵送し、12月1日から商品券の販売と利用を開始しました。併せて地元店利用を促進するスタンプキャンペーンも実施しています。

次に、あつかし山ビッグツリーについてです。

今年で30回目を迎えるあつかし山ビッグツリーは、実行委員会が12月18日に点灯式を行い、来年1月4日まで点灯します。

次に、官民共創コンソーシアムについてです。

企業版ふるさと納税を活用した高規格救急自動車研究開発事業の契約を締結しました。今後、高規格救急自動車の研究開発と活用を通して、国見町のイメージアップを図っていきます。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、タウンミーティングについてです。

前回の報告以降も、地区の代表者、子育て世代、各種団体、そして小学生など、本年度は延べ20回の開催となりました。懇談の中で出された意見、要望を踏まえ、引き続き町政執行に生かしていきます。

次に、町内会からの要望事項についてです。

各町内会から提出された要望事項に対する町の考え方を説明するため、10月11日から20日にかけて、5つの地区ごとに方部会を開催しました。

次に、子ども議会についてです。

11月2日に子ども議会を開催し、県北中学校3年生5人からまちづくりについての質問を受けました。昨年同様、子ども議会で出された意見をしっかりと受け止め、町政に反映していきます。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

10月末日現在で、町から本人に交付したカードは4,845枚で、交付率は56.3%です。引き続き月1回の日曜窓口を開設し、普及を図ります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、令和4年度表彰式についてです。

11月24日、令和4年度の国見町表彰式を開催し、特別功労者5人、功労者12人、善行表彰2人の計19人を表彰しました。

なお、叙勲祝賀会は、賀詞交歓会と併せて1月4日に開催することとします。

次に、ふくしま田園中枢都市圏についてです。

10月17日、ふくしま田園中枢都市圏首長会議が開催され、本年度に取り組んだ事業の報告と意見交換を行いました。引き続き連携しながら事業を進めていきます。

次に、地方創生推進事業についてです。

町の総合ブランド力の向上のために、「国見版C I」事業の契約を締結しました。今後は、検討委員会を設置し、様々な意見を聴取しながら進めていくこととします。

また、エリアデザインラボを引き続き開催し、まちづくりの学びを深めます。

次に、中尊寺ハス絵画コンクールについてです。

審査会を経て入選した作品は、町内各施設で巡回展示をしています。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

「桃の木オーナー制度」に加え、「りんごの木オーナー制度」や「柿の収穫体験」などを実施しました。関係人口の拡大に向けて、引き続き事業を進めていきます。

次に、東京ふるさと国見会についてです。

11月13日、東京ふるさと国見会の設立総会と交流会を開催しました。首都圏での国見町への支援と情報発信を目的にしたもので、会員は個人77人と法人が5団体です。引き続き会員拡大を進めます。

最後に、第25回義経まつりについてです。

9月23日、3年ぶりに開催された義経まつりは、新しい武者行列とグルメを楽しむ多くの来場者でにぎわいました。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

議案第57号「国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例」から議案第69号「国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」までは、法令の一部改正や制度の新設などに伴い、町条例の新規制定や所要の改正を行うものです。

議案第70号「工事請負契約について」は、観月台体育館解体工事の契約につき、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第71号「令和4年度国見町一般会計補正予算」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7300万円とするものです。

歳出補正の主なものは、町債の繰上償還、くにみ学園基本計画策定業務委託、住宅応急修理事業、大坂住宅リノベーション事業及び屋根耐風改修支援事業などの増によるものです。

議案第72号「令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算」から議案第74号「令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算」までは、償還金の増などによるものです。

次に、同意第3号「国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて」は、令和5年3月14日の任期満了に伴い、宍戸嘉美さんほか6人を選任したいため、議会の同意を求めるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の主旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11時10分より本議場において議案調査会を行い、その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたしますので、ご参集願います。

明日7日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時59分)

第 2 目

令和4年第5回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学 校 教 育 課 長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） 先の通告に従いまして、一般質問を行います。

過去に質問した内容の進捗状況について、2点質問いたします。

まず最初に、「くにみかるた」作成の状況について伺います。

平成29年6月議会で「くにみかるた」の作成について質問をいたしました。国見町は1000年の歴史を持って貴重な文化財、風土にも恵まれ、平成27年には、歴史的風致維持向上計画が国の指定を受けております。ぜひとも町民の理解を深め、町外へ広くPRし、観光客の増加につながられたらいいのではないかと考えて質問をいたしました。質問に対し、担当課長からは文化、歴史を理解する一つのツールとして有効であろう、将来的に検討したいとの答弁をいただきました。

そこで、質問をいたします。

その後、「くにみかるた」の作成についての進展はありますか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

当時、「くにみかるた」の策定について検討いたしましたが、子どもたちが文化や歴史を知るものとして「国見の民話かるた」があることに加え、歴史まちづくり計画に基づき、子ども向けの歴史副読本である「くにみ歴史本」の作成をいたしましたので、「くにみかるた」の作成は見送りました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 「くにみかるた」に代わる「国見の民話かるた」及び副読本の作成ということで、そのために「くにみかるた」は作成しないという答弁であります。

では、この「国見の民話かるた」及び副読本の利用についてはどのようなことで実施しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

まず、「国見の民話かるた」につきましては、中身については国見町を広く知ることのできる文化、歴史を含めたかるたでございます。その利用につきましては、国見っ子わんぱく広場の子どもたちや生きがいデイサービスなどで使用していたということでございます。

現在は、コロナウイルスの関係で使用はしていませんでしたが、使用してきたということでございます。

歴史読本につきましては、毎年6年生に配付をしまして、活用してきました。フィールドワークで利用されたり、職場訪問などでも利用しています。また、課外学習において歴史館で勉強した際には、教科書として使用したということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、利用について答弁いただきましたけれども、そこでちょっと話は変わるんですけども、昨年7月にあつかし千年公園がオープンしました。オープン以来の来場者数は把握はしておりますか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

年間、もしくはオープン以来の入場者数については、把握はしておりません。

ただし、7月に開催される蓮まつりの期間中、土日の午前中の来園者については把握しております。令和3年期間中の9日間では1,594人、1日平均177人、令和4年期間中の7日間では1,942人、平均で277人です。このことを参考に、蓮の開花期間中の来園者を積算すると、7,000人から1万人が来園していると見込んでおります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 蓮まつりの期間中には、令和3年、令和4年、7,000人から1万人の来場者があるということで、大勢のお客さんが楽しんでいると思います。年間を通しての正確な来場者の把握はなかなか難しいものがあるかと思いますが、ただ、実際このように多くの方が利用されているということは、すばらしいことだと思います。

去る11月2日に子ども議会が開催され、県北中の生徒5人が一般質問をいたしました。中学生らしい感覚で考えていることを質問しておりました。質問の中に、国見町は歴史、自然が豊かで魅力いっぱいなのに、PRが足りないのではないかとの質問もありました。町の答弁は、ホームページ、インスタグラム、広報等を通じ、PRに努めているとのことでしたが、私もそれだけでは一方通行で、いま一つそのすばらしさを実感できないのではないかと感じております。

先ほども「くにみかるた」に代わるものとして副読本などを活用しているというお話ですが、それは主に子どもを対象にしたもので、いわゆる一般町民、大人には、なかなかその辺のことは伝わらないのではないかと感じます。やはり私は町民自身が参

加することで、すばらしさを実感するのではないかと考えております。

そこで、地域かるたと同様な効果ができる手段に、ご当地検定試験があると思いません。

新聞報道によりますと、二本松商工会議所がにほんまつ検定を創設して、10月1日から3日の祭りの期間中に実施するとしております。郷土愛の高揚のために「くにみかるた」の作成、これは作成はしないということですが、検定試験、一般町民に広く参加を促す意味で、検討してはどうかとも思いますけれども、改めて大人に対する魅力のPR、これについてのお考えをお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、歴史や文化のすばらしさを実感するためには、参加し、体験し、実感することが重要と考えております。

現在でも義経まつり、千年公園の蓮まつり、歴史ウォーク、そしてあつかし歴史館で行う4回のイベント、企画展、歴史講座など、歴史や文化を体験、あるいは知る機会を創出しております。

こういった体験、実感をした人たちが国見のファンとなって、国見町のすばらしさを広めてくれるように、また国見町民がふるさとの文化や歴史に誇りを持って語ることができるような取組を続けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そうしますと、国見検定とか、そういう新たな事業ではなくて、今続けている様々な行事を通してPRに努めていくという考えでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町は、これまでも義経まつりのプログラムに町の歴史に関するクイズを組み込み、6月には公営塾ハルと中学生が企画した町内の文化財などを巡りながら、謎解きウォークを実施しております。さらに、あつかし歴史館のイベントでも町の文化や歴史に関するクロスワードパズルを作成し、郷土愛を醸成する取組を行っております。

検定という形ではなくて、町外の人たちが参加できる、国見町を知ることができるイベントを実施しながら、郷土愛の醸成に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） では、ただいまの答弁のように、ぜひとも町内外のPR、国見の魅力の発信に努めていっていただきたいと思えます。

次の質問にまいります。

2点目なのですが、父子手帳の発行及び配布の考えについて伺います。

令和2年9月議会の一般質問で、町の子育て支援計画について質問をいたしました。町は子育て支援策をいろいろ講じておりますけれども、父親の育児参加意識を高める

ために、父子手帳の発行、配布を考えてみてはどうかと質問をいたしました。担当課長の答弁は、父子手帳は広く子育て、あるいは子育て支援につながるものであり、幼児教育課だけでなく、保健福祉課とも連携して検討を進めていきたいとのことでした。

父子手帳の発行、配布について、現在の状況をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

出産や子育てにおきまして、父親の役割は極めて重要でございます。

そこで町では、母子健康手帳の副読本を活用いたしまして、父親の育児参加を支援しておりますほか、教育委員会では子育て応援ガイドブック「のびのび」を作成するなどして、子育てのサポートに取り組んでいるところです。

町が実施しております妊婦訪問や新生児訪問の場では、父親の参加も増えておりまして、父親の積極的な育児参加への意識が高まっている状況でございます。そこで、父親と子どもに特化したものよりも、今年度よりスタートしたペアレントトレーニングや、従前から実施しております相談会など、家族が一体となって取り組む子育ての支援を今後とも継続していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そうしますと、今のご答弁ですと、副読本や「のびのび」といったことを利用して父親の意識を高めているということですが、そうしますと、私のこの父子手帳の発行、配布については、それは必要はないということではよろしいですか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

必要ないということよりも、このような形で家族一体となって子育てを支援するという考えが重要ではないかと考えて執行しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私の質問は、父子手帳の発行、配布はするかしないかを聞いているので、そちらを利用するということは分かりますけれども、発行するかしないかをまずお聞きします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

父子手帳の発行は、考えていないところでございます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 子どもはまさに国の宝であります。子どもの笑顔を見ますと、我が子でなくても、思わず頬が緩んでしまいます。しかし、世の中は児童虐待など、子どもの人権がないがしろにされている悲惨な事件も後を絶ちません。父子手帳の発行、交付によって事件がなくなるという単純なことではないと承知はしておりますけれども、親になることへの決意、あるいは覚悟の一助にはなるのではないかと考えており

ます。

先ほどの町の答弁では、父親に限定しないで、家族一体で副読本や「のびのび」といった教材で啓発に努めるということですが、私は母子手帳があって、なおかつ父子手帳があって、父親に対する個別に、その意識を高めるというものでも発行してもいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

子育ての携わり方は「両親と子ども」という関係の中で、それぞれ父親、母親と分けてみる考え方もあろうかと思いますが、やはり私どもとしては家族が一体となっておじいちゃん、おばあちゃんも含めて子どもを見ていく姿、あるいは地域の中での見守りであったり、そういう広い意味での子育てをつくっていくことが大事かなと考えておりますので、副読本で不足する部分があれば、なお改訂を重ねるなどして考えていきたいと思っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 町の考えは分かりました。

ぜひとも子どもたちの人権が侵されないで、すくすく健全に育っていくような環境をぜひ今後とも進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） さきに通告しました内容について質問いたします。

先月、11月に議員との町民懇談会を3日にわたり5地区で開催いたしました。懇談会の中で、町民の皆さんから多くの意見をいただきました。その中で、空き家等の問題も町民の方からご意見をいただいた一つであります。それを今回は質問させていただきます。

なお、この質問は、令和3年の定例会で村上議員も取り上げておりますが、現状と今後の対策について、改めて伺いたいと思います。

1つ目としまして、当町の空き家等の現状と今後の対策についてであります。

近年の人口減少、超高齢化社会により、社会情勢の変化に直面する今日、空き家に関する問題が全国で表面化しております。10月26日の福島民報などの報道によれば、平成10年の総務省の調査によると、全国で5025万件に対し576万件、率にしますと、11.6%の空き家がありました。その後、平成30年には、6063万件に対し849万件、13.9%と、20年前の1.5倍、273万件が増加していると言われております。これを単純に年間で平均しますと、13万7000件が毎年毎年増加していると言われております。

この空き家が住民を悩ませる最大の問題として、倒壊や火災の発生、ごみ不法投棄

の悪臭の発生、こういうことがあるそうです。また、反対側からの言い方によりますと、放置の理由というのはやはり物置としてこれは必要だと。それから、解体費用をかけたくないと。それから、自分は住んでいないのに特に困らないという意見が多かったそうであります。

当町においても、平成26年の調査の結果、空き家の戸数が178件と確認されています。また、昨年2月と今年の3月の地震の影響により、空き家が増え続けると言われております。平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、当町にも平成27年に国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例が制定されました。それで、所有者に適正な管理を求めています。

翌28年には、国見町空家等対策を策定し、空き家の発生抑制、それから有効活用に取り組んでおるところであります。しかし、空き家等は先ほど紹介したように、全国的に20年前の1.5倍のスピードで年々増加しており、管理不全の空き家等は防災、災害、安全、環境、地域の活性化阻害、景観の保全等、多面的な面から町民生活に悪影響を及ぼしていることから、一刻も早い対策が求められると思っております。

まず、1番と2番の問題に入る前に、空き家と空き家等の根拠、これが平成28年3月に国見町空家等対策計画に明記してあるんですけども、なかなか読みづらいということで、これについて質問させていただきたいと思っております。

まず、1番の空き家の条件は、ここに書かれている条件は常時無人の状態、または使用されていない全ての物件と町は定めておりますが、期間等の定義はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番山崎健吉議員の質問にお答えいたします。

期間につきましては、国土交通省の空き家に関する施策の基本方針におきまして、おおむね年間を通して建築物などの使用実績がないこととされております。このことから、期間につきましては、1年以上使用されていない建築物が空き家等と定義されるものと認識しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、平成26年に調査した物件、国見町の空き家の178件というのは、もう空き家のみが、どの時点を1年と言うか分かりませんが、1年以上あったと、これで178件だということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議員、お質しのとおり、長期間の使用がないということで調査しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、それでは、2番に入ります。

この次に、空き家等という基準があるんですけども、これが曖昧なんですよ。私

が見るにはですよ。これに附属する建物、工作物、立ち木などの敷地内の全てを対象としているが、敷地内に建物がなくても、立ち木や不衛生なものなどが散乱、迷惑している場合はどうなのかということでもありますけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

ご質問の件の状況でございますが、その状況でございますと、空家等対策の推進に関する特措法に定義された空き家等には該当しないと認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ということは、特に感じるのは家と家の間に地震で撤去されました。そして、更地になりましたと。その後に、手入れがされずに、草が伸び放題だと。そして、不法投棄で不衛生だということも結構あります。ですから、それについては、先ほど言った条例によりますと、私は空き家等に該当するのではないかと、こう思っているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、その状況であれば、更地になった後にごみが放置されていたというような状況を勘案しますと、土地等の占有者がその土地等を清潔に保つことを定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当するものと認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

ということは、更地になれば、それは別な法律で対処するんだというようなことで理解してよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

そのような空き地に不法投棄されたというような状況であれば、お見込みのとおり、廃棄物処理法に該当するものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、3番目に入ります。

管理不全な空き家等の所有者に、当該敷地内に入り調査の上、文書により助言、それから指導ですか、勧告の行政指導を行うことになっているが、現在までそれぞれ何件の行政指導を行ったかお聞きしたい。

それから、条例に基づき、所有者が命令に従った場合、内容を公表するというような条文もありますけれども、これまで何件あったか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

指導、勧告等の行政指導につきましては、特定空家等認定後に条例に基づいて行うものでございまして、現時点で特定空家等に認定された空き家はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ということは、町が178件でしたか、やっているにもかかわらず、何ら指導もしないという考え方というか、私たちの捉え方なんですけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、その管理不全空き家等につきましては、文書により適正な管理をする旨の依頼を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） この条例には、文書というのはないので、逆にこの助言、指導の中の文書というの助言の前に入るんですか、順番としては。ちょっと教えてください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） それにつきましては、その前の段階の依頼ということで文書を発出しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） いろいろ町としても手は尽くしていると思えますけれども、結果的に難しいのは、私も、相続等の問題がこの問題には相当絡んでいると思うんです。所有者が明確でなかったり、それから遠隔地にあつたりした場合、この場合についての文書とか、そういうものも通じない場合もあると思うんですけれども、そのときの指導というか、文書の発送というのほどのようにしているのか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 文書の発出につきましては、例えば課税台帳等を調べまして、全体で所有者、使用者等を特定いたしまして発出ということを行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） なかなか指導も難しいということが分かりますので、では、次、4番にいきたいと思います。

平成26年の調査によると、176件のうち35件が管理不全だと言われているんですけれども、この35件というのは指導の3段階のうちの2番目くらいには最低でもあたるのではないかなと個人的には考えるんですけれども、この空き家に対しては

どのような指導、対策を行ったか、また、管理不全になっていない空き家等は、どのように対応したか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

管理不全空き家につきましては、先ほど答弁したとおり、文書等により所有者へ適正な管理の依頼を行っているところでございます。

また、空き家であっても適正に管理されております場合におきましては、随時相談を受けながら空き家バンクの登録を勧奨しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次に入ります。

では、5番としまして、平成26年度の調査で176件の空き家がありました。それから約8年が過ぎたんですけれども、現在の空き家数、あと管理不全空き家数を教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

現在、把握しております空き家等の戸数につきましては169戸、うち管理不全戸数につきましては35戸ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと今聞こえなかったので、169の35と言いましたか、今。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

全体の戸数につきましては169戸、そのうち管理不全戸数につきましては35戸でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私、先ほど言ったように、去年の2月、今年の3月で地震があって、相当壊れましたねという話をしたんですけれども、逆に7、8年前よりも10件近く減っているという捉え方でいいんですか、これは。逆にもっと増えているのではないかと私は思ったんですけれども、減っていると。それなりにきちっと処理されているという理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

平成26年度に実態調査を行いました。その後、令和2年度にも空き家の実態調査を行っております。その結果、当時の空き家については210戸、うち管理不全46件ございました。ただ、現在まで売却であったり、解体であったり、またその建物を利用して再開されたことによりまして、現在の169戸となっている状況でござ

ございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 分かりました。

逆に地震等で処分というか、片づけが早まったのもあったと理解しております。

では、6 番ですけれども、平成 27 年に国見町空家の適正管理及び活用促進に関する条例によると、空き家の発生抑制と有効活用については、売却や取り壊しなどの相談を受け、民間事業者と連携して空き家等バンクの登録を行い、空き家等の流動化を促進するため、空き家ゲートウェイと連携し、他の市町村に先駆けて行っているが、現在の登録数と売却実績を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

これまで空き家バンクの登録実績でございますが、実績につきましては 8 戸、うち売買等が成立した物件につきましては 4 戸でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 結構、この空き家ゲートウェイですか、国見町では大分早く始めた
と私も承知しているんですけれども、この活用というか、効果をどのように考えているか、お聞かせいただきたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、空き家バンク登録されて、空き家ゲートウェイも含めまして、掲載当初かなりの反響があったというところでございます。それなりの空き家に対する需要があるのではないかと考えております。

引き続き、空き家バンクの登録を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、ちょっと 7 番に入りたいと思います。

町は、空き家等の抑制策として適正管理、それから有効活用としておりますが、町民に対して現状を口頭でお知らせし、空き家等問題をもっと関心を持ってもらうなどの対策はできないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

空き家等につきましては、私有財産で所有者が適正に管理する責任を負うものと考えております。これが原理原則でございます。

町では、ホームページにおきまして、建物のほか、敷地の除草や樹木の剪定、伐採といった適正な維持管理を求め、放置した場合は、特定空家に認定し、行政指導を行

う場合があることを周知しているところでございます。

また、資産としての利活用を支援するため、町ホームページ上におきまして、空き家バンク物件の掲載と登録の勧奨などを行っております。

今後、空き家の現状と空き家にする事のデメリット、そして空き家にしないための対策につきまして、様々な手法を用いて周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁します。

少子高齢化であったり、人口減少、あるいは都市圏への人口の流出、集中、こういったことを要因に、この空き家の増加というのは国見町だけではなくて、全国的な課題だということは、議員ご指摘のとおりです。

加えて、これまでの答弁にあったように、空き家そのものが私有財産であるということ、そして空き家の発生要因が相続人がいなかったり、あるいは相続人がいたとしても遠方に住んでいるために無関心であったり、中には、相続そのものを拒否したり、抵当権が設定をされている土地であったり、そういったかなり民事的な、複雑な問題が絡む、そういった要因があります。それが空き家対策を加速度的に進めるための施策の推進の足かせになっていると思っております。

とはいえ、国見町では、市街化調整区域の開発を抑制する都市計画法、これと、これまでの町が行ってきた施策、そして過疎地域持続的発展計画に基づく新たな施策を融合させて、空き家の再生、利活用にも取り組んでいきたいと考えています。

空き家へのネガティブな考え方から、国見町民の住みやすさ、あるいは移住・定住者、新規就農者の受皿のツールとしてポジティブな思考へと転換を図る、そういった施策を展開していきたいと考えています。それが過疎地域持続的発展計画の根本にもあると考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も、今、町長がおっしゃられるように、これも報道と私の考えは一緒かもしれませんが、空き家問題は半分以上、これは相続問題だと。だから、先ほど言われたように、相続がきちんとされていれば、次の人がきちんと使える手段がある。今言ったように、この空き家はやっぱり個人所有なんですよ。個人所有であるものですから、なかなか相続問題に家族間ではなりづらいということがあります。この問題は、今も町長が言ったように、進行中でございますので、今後も増加すると思われまますので、先ほど担当課長も言ったように、意識啓発ですか、あと情報発信、それらをよく町民に、インターネットばかりでなく、インターネットを見られない人が相続問題に絡む人が多いものですから、ぜひ情報発信をお願いして、この問題については、私からは終わりにいたしたいと思えます。

それから、2つ目の問題に入ります。

総合型地域スポーツクラブの設立について伺います。

令和3年9月の定例会でスポーツクラブの設立について私が質問しました。当時は検討中ということですから、その経緯と結果、検討会について伺いたと思います。

前段、日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げ、1995年に文部科学省が振興施策として地域密着型のスポーツ推進がありました。推進基本計画によりますと、全国の市町村に少なくとも1つの総合型地域クラブを置くということを目的としております。2021年7月現在のクラブ数は、全国で3,430クラブ創設されております。福島県では、2021年4月現在で59市町村中48市町村が80クラブが設立、様々な展開しております。当町も9月18日にプレ事業が実施されまして、そろそろかなというような機運も高まったように見えますので、設立に向けての運営等について伺いたと思います。

それで、1番目としまして、総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となって設立し、運営するのが理想だと私も思っております。行政が設立した後に、住民が中心となって運営しているクラブも多数あります。地域の特性により様々あったと思いますが、当町のまずは運営方法について伺いたと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

議員のお質しのとおり、総合型地域スポーツクラブの運営は、自主運営、受益者負担が原則とされております。地域の住民や企業が会員となりまして、地域がクラブを支えることとなります。

町といたしましては、NPO法人や一般社団法人などの法人格取得も視野に入れまして、スムーズな運営ができるよう支えていきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） これも先ほど言った、9月定例会で教育長からこんな話もありました。成人のスポーツチームもあるんですけども、中学校の子どもたちの減少からチームスポーツがなかなかできないと。ですから、これらも含めて、子どもと大人が一緒のスポーツを楽しむことも必要と思って検討したいという答弁がありました。どのように検討されたかお伺いたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

今ほど山崎議員からお話がありましたとおり、この総合型地域スポーツクラブ、大人が人生をおおらかに豊かに過ごすためにということでは、スポーツあるいは文化活動も含めて、総合型の地域スポーツクラブの中で活動していくということがとても大切だと思っておりますし、また子どもたちの部分でも、今、子どもたちの数が減っていますので、中学校での部活動の継続が課題となっています。その部活動の受け皿の一つということも考えていく必要があると思っております。

今年、スポーツ庁から中学校の部活動の地域移行について方針が示されました。そ

の中では、土日の部活動については、段階的に地域に移行していくという方針が示されています。そういう意味でいえば、この総合型地域スポーツクラブがその受け皿になるものと考えています。

ただ、一朝一夕にスポーツクラブに全部移行するということは、難しいことだと思っておりますので、まずは段階的に中学校の部活の地域移行についての部分と、総合型の地域スポーツクラブの部分については、両方並走して対応できるように考えていきたいと思っています。その後総合型地域スポーツクラブの運営が順調にいくという段階で融合を図っていくのが自然に移行できる流れと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、今言ったように、クラブは会員制になると思うんですけども、当然この中には、桑折でもやっているんですけども、会費というのが設定されるわけですね、会費を幾らにするか、また活動日はどのくらいにするか、種目はどれにするか。そうすると、毎日のように活動の中身は変わるんでしょうけれども、スケジュールを組む人とか、そういう人が要ると思うんですよ。結果的に専任スタッフの要員とか、あと指導員の確保、場所の確保等々あると思うんですけども、その辺の現在決まっているというか、スケジュール的にどうなっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

まず、運営に携わるスタッフといたしましては、クラブマネージャーの確保が必要となってまいります。また、指導者の確保も必要となってまいります。こちらにつきましては、今後募集をしながら確保に努めてまいりたいと考えております。

また、会費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自主運営、受益者負担が原則となっておりますので、会員の方からの徴収となります。法人会員なども募集いたします。金額につきましては、これから検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 2番目に入りたいなと思いますけれども、現在、体育協会、あとスポーツ少年団、そういうところが積極的に活動しているスポーツがあるんですけども、そのスポーツとバッチィングというんですか、いろんなことは違いというんですか、そこら辺はちょっとどのように展開していくか、教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

現在、体育協会やスポーツ少年団が活動しております。体育協会やスポーツ少年団につきましては、ソフトボールとかバレーボールなど、それぞれの種目ごとに大人と子どもを区別して活動している団体で構成されているものです。

一方、総合型の地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までの多世代が多種目の

様々なスポーツを初心者から上級者まで、そのレベルに合わせて参加できるという多様性を持つものとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） やっぱり体育協会や、スポーツ少年団等は、それぞれ専門的にスポーツやっていると思うんですけども、今度その総合スポーツクラブというのは、今お話あったように、いつでも誰でも、それこそ好きなレベルとなると、当然年齢の格差が結構出てくるのではないかなと、そのような中で、この種目の選定というのはどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

どのような対象の方を目的として何をするのか、どの種目にするかというものは、今後、地域のニーズを踏まえて検討していきたいと考えております。

また、一つの競技としても、初心者の講習会というものから、より競技力の向上を目指すような教室まで様々な企画が考えられます。

初めのうちは、種目を多くすることはせずに、クラブの運営を軌道に乗せることが先決だと考えております。種目を増やすのは、その後の地域のニーズに応じて行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、この間、9月18日にプレ事業、これが上野台運動公園ですか、119名が参加したと言われておりますけれども、何種目か教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

9月18日に開催をいたしました国見町総合型地域スポーツクラブのプレ事業におきましては、文化事業を含めまして、10種目を実施したところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、文化事業というような言葉が出たんですけども、このスポーツクラブというのは文化事業に入るんですか、教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。総合型地域スポーツクラブにつきましては、スポーツのみならず、文化活動についても、活動しているスポーツクラブがございまして、そのように検討しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、最後に、総合型地域スポーツクラブは、先ほども話しました

ように、「いつでも」「誰でも」「好きなレベルで」「世代を超えて」「いろいろなスポーツを」「いつまでも」、こういうキャッチフレーズなんですね、楽しむことができます。そういった地域密着型のスポーツコミュニティであることは、結果として、今準備期間中だということなんですから、いつ国見町は設立をするのか教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

現在、設立検討委員会で設立について検討しておりますが、今後、設立準備委員会を立ち上げまして、組織、活動内容、活動拠点などを調整いたします。その後、クラブ運営を担いますクラブマネージャーや指導者の確保、財源などについて調整しまして、令和5年度中にクラブの設立、会員の募集を行いまして、令和6年度の活動開始を予定しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁ですと、来年度は準備期間中で、令和6年度の早々に立ち上げたいと、こういうふうなことでよろしいですか。応援していますので、頑張ってください。

以上で終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時5分まで休議いたします。

（午前10時57分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 質問を続けます。

次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（3番宍戸武志君 登壇）

3番（宍戸武志君） それでは、事前通告した内容により質問いたしたいと思います。

当町における不登校小中学校児童生徒に対する支援についてであります。

この質問のきっかけは、今年の2月の行政調査で小中学校の行政調査を行って、その中で不登校何人いるかということで聞いたんですけれども、数字については私もちよっと不確かなのですが、相当多いなと思ったことがきっかけでした。この件について私もちよっと勉強しまして、最近新聞でも、また今回の条例でも不登校に関する条例ができましたので、このきっかけでもって質問させていただきたいと思います。

昨今、全国的に小中学校児童生徒の不登校が増加しつつある。全国の小中学校児童生徒の不登校が小学校で77人に1人と、中学校では20人に1人で、過去最多を記録しています。県内の小中学校では、令和3年度に年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は2,918人、前年度より525人増加したと報じられております。

国見町教育支援センター条例（地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、不登校及び不登校傾向児童生徒に対する学習活動及び社会復帰に向けた支援を行うため、教育支援センターを設置するもの）が施行されました。1960年代までは、不登校の存在は希少であるとされました。その後、高等教育へ向けて進学率の上昇を背景に不登校の人数が増加する傾向となりました。この不登校については、誰しも児童生徒がなり得るということで、子ども、孫、誰しもがなり得る可能性がございます。

以下について質問したいと思います。

まず、現状把握、次に現状分析、もし当町の特徴があったら、当町の特徴をお伺いしたいと思います。今までの対応はどうなっているか、どうしたのか。今後の対応、条例を踏まえての対応はどうされるのかということをお伺いしたいと思っております。

まず、第1、当町における小中学校児童生徒の不登校の推移をお伺いしたいと思います、5年スパンで。

また、当町の小中学校児童生徒の不登校数は何人いるか。小学校、中学校は学年単位でお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 3番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

不登校の定義は、年間30日以上欠席とされております。統計資料のある平成25年度以降の不登校の児童生徒数を答弁いたします。

平成25年度は5人、平成30年度6人、令和4年度10人です。

なお、学年別の内訳は、児童生徒への影響に配慮しまして、控えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 小学校は何人なんですか。中学校は何人、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） ただいま申し上げましたとおり、小学校1校、中学校1校ですので、児童生徒への影響に配慮し、控えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これは県の調査では、小学校、中学校別々の調査内容となっておりますので、この辺は回答してもいいのではないかなと思います。

次に移ります。

2番目としまして、不登校の内訳がどうなっているか。別室登校、いわゆる保健室登校、相談室登校とその他、自宅等の人数のお伺いしたいと思います。

また、長期不登校者の人数、これは定義はないんですけれども、半年以上くらいなのかなと思うんですけれども、長期不登校者の今までの対応はどうだったのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

不登校であっても登校したときには別室で学習したり、教室に行くことができたり、あるいは部活動に参加することができたりする児童生徒がいます。常に別室登校の児童生徒はおりません。

不登校は、特に理由のない年間30日以上欠席と定義されておりますが、長期不登校は定義そのものがないので、長期不登校についての質問には答弁いたしかねます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この辺の問題もきちっと答えていただかないと、把握していただかないと、また教えていただかないと、私どもちょっと考えるというか、そういうことも含めて、今後何人いるのかくらいは回答していただきたいなと思います。

では、次に移ります。

不登校の要因は、小中学校とも無気力、不安が4割を占めていると言われております。さらに、昨今のコロナウイルス感染症が増加の一因とも考えられています。当町ではどのように分析しているのか、または当町ならではの理由があるのか、その辺、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

今年度の国見町の不登校要因は県内と同様、本人に起因する要因としては無気力、不安、生活リズムの乱れ、家庭に起因する要因としては親子の関わり方と推察しています。

また、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前の令和元年度の不登校は10人、令和2年度と令和3年度はそれぞれ16人ずつです。感染症の蔓延で生活と学習の環境やリズムが変化したことが、ある程度子どもや親に影響を与えたのではないかと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 不登校に至らなくても、不登校傾向を有する者、また登校回避感情を持つ者を含めると、42.0%になっているんですね。これは古い数字なんですけれども、1997年の統計なんですけれども。

では、次に質問いたします。

当町でも不登校支援のため、教育支援センターを設置いたしました。どのような内容か、人数等、今までの取組とどう違うのか、その辺を具体的に教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

9月議会定例会に条例議案を提出した際にご説明したとおり、国見町教育支援センターは不登校の児童生徒に対し、学習支援や基本的な生活習慣の改善のための相談、指導などを行い、社会的自立を支援するための施設です。

具体的には、観月台文化センターにステップという教室を週2日、午前中に開設しています。このステップは、学校という場所に行けない子どもたちであっても、学校以外の場所で人と交流できるような居場所にしたいと考えて設けました。

教員免許を持つ教育支援サポーターが2人、学習の手助けや悩み相談、保護者との教育相談などを行っております。

ステップの利用人数は、試行の6月からを含め、11月末までに42日開設しています。利用した児童生徒は延べ83人です。

さらには、このステップへ来た日は、学校の出席日数に含むこととしています。これら全てが新しい取組です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に、不登校対策として子どもへの支援はもちろん、保護者への支援も重要だと言われております。不登校の保護者または家族、どうしたらいいかわからないというような問題があります。どう対応したらいいかわからないと。そこで、家族間でもぎくしゃくするというような形で、この辺の保護者への支援策、もしあったら伺いたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

不登校の要因は、個人ごとにそれぞれ違います。その要因を理解し、少しでも解決できるよう、まず直接関わる学校、教員が、本人と保護者との相談を繰り返しています。また、教員以外にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師、子ども家庭支援員など、様々な専門職と連携して支援しています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 保護者等へのスクールカウンセラーの面接とか、そういう形でも行っていると解釈していいんですか。または、ほとんど行っていない、または行っているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

学校、教員とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも本人

と保護者と面談を行っております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 不登校対策の一番問題は、すぐには解決しないというのは分かります。お互い忍耐という形で、先生も最初は忍耐強く定期的に訪問したりするんですけども、先生も忙しくて、その間抜けちゃうということで、余計不登校の児童生徒をほったらかしになっているという可能性も多分にあるというような形でお聞きしたので、この辺も途切れることのないような支援をお願いしたいなと思っております。

では、次にお伺いしたいと思うんですけども、現実に不登校は学業の遅れ、進路選択の幅が狭まるリスクが大きいです。早めの適切な対応が不可欠であると言われております。当町での一歩踏み込んだ対応はあるのかお聞きしたいと思います。例えば、メンタルフレンド、これは学生ボランティア等を活用して不登校者に寄り添うというか、相談に乗るとか、一緒に遊ぶとか、そういうところもあります。あと、ハートフルフレンドとか、あと訪問相談員とか、そういう一歩踏み込んだ対応をしているのか、または、今後する予定があるのかも含めてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

不登校のみならず、悩みを持つ子どもとその保護者への支援は、教育委員会と町が強く連携して対応を強化することとしました。

教育委員会は、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置していること。また、教育支援センターを設け、教育支援サポーターを配置していること。そして、町の保健師、子ども家庭支援員との情報共有をしていることなど、教育委員会、学校、ほけん課、福祉課が連携して、子どものケースに合わせたきめ細やかな対応ができる相談体制を設けていることは、国見町の一歩踏み込んだ取組です。

一方、メンタルフレンドは、高校生や大学生などが子どもたちと遊んだり、話をしたりしながら、子どもたちの自主性や社会性への成長を手伝うボランティアです。高校生や大学生なら誰でもできるというものではありません。子どもたちと適切に接するための精神医学、教育学、児童心理学などの基礎学習と基礎訓練が必須です。そして、さらに、これらの基礎学習と訓練を指導する専門員も必要です。

この制度は、都道府県や児童相談所が主体的に行うものと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 最後に、私は不登校と社会的ひきこもりの問題を関連づけるつもりはないんですけども、社会的ひきこもりになった人の90%は、不登校の経験があるということです。ただし、不登校の方の9割が不登校になるというつもりはございませんですけども、調査によりますと、そのような傾向があるということです。

いずれにしても、不登校は待ったなしです。不登校に至らなくても、不登校傾向児童生徒への対応、支援も重要であると思います。また、不登校対策は長期にわたり根

気が必要であります。最後に、当町における今後の不登校対策を再度お伺いします。

子育ての地としては、当町は万全を期しているということをお伺いしております。不登校対策も含め、安心して子育てができるような環境を整えてもらいたいと思いますので、その辺のことを最後にお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

不登校対策については、学校教育課長が答弁をした対策をしっかりと進めていくということだと考えています。

不登校の要因、無気力、これは友達との関係、あるいははじめが要因になったり、また不安、これは自信が持てない、人が多いところが苦手など、さらに生活のリズムの乱れは、ゲーム等依存などによる昼夜逆転などです。

子どもは、自分で学校には行かなくちゃと思っています。でも、行きたくても心や体がついていかない、これが不登校です。そのため、学校がある日中はどうしても寝ることで不安を紛らわし、夜はやることなく、ゲームに依存する、それで生活リズムが乱れます。

子どもたちへの支援の初めは、子どもの好きや興味を見つける手伝いと。自分で学習をする、運動をする、読書をする計画を立てていきます。できたことを褒め、肯定します。この積み重ねが自信を持って外への関心を広げることにつながります。

大人は、どうしても早く学校に戻れるということを考えます。戻れる子もいれば、戻れない子どももいます。学校に行くだけが道ではないということも私たちは理解をしなくてはなりません。また、その子が学びたいと思ったときに学べる環境を整えておくこと、いつでも受け入れられるように準備をしていくこと、これも大切だと考えています。

教育委員会は、町部局の関係する課と多職種による連携をベースに、子どもたちと保護者の思いに寄り添っていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、当町は都会と違いまして、人対人、密接につながっておりますので、この辺も利用してできるだけ干渉し合ってやっていけば、この問題は都会よりも解決ができると思いますので、この辺、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（10番渡辺勝弘君 登壇）

10番（渡辺勝弘君） 令和4年第5回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、当町における町有財産の利活用についてであります。

当町においては、少子高齢化が進み、人口減少が最大の課題であり、その対策とし

て、町内若者交流事業や企業誘致の促進、新規就農者移住・定住促進など、様々な施策を行っているが、その効果を見いだすことは困難な状態だと思っております。

そこで、国見町の良さを十分理解できているUターンでの移住・定住を考えている方々が住宅、あるいは住宅の土地がなく、やむなく他町に定住をしている現状をどのように町は考えているのか、町の制度を聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺勝弘議員のご質問にお答えします。

町内の賃貸住宅の状況は、町営住宅は満室の状態です。民間の賃貸物件は地震の被害を受けて入居者の停止、解体が進んでいるため、不足ぎみです。

一方、宅地は不足しているという状況ではないものの、地権者の意向や接道などの立地条件で整備が限られ、民間事業者の参入は限定的な状況です。

また、これまでは移住・定住を考えている人たちに、就労の支援や住宅の確保のための一元的な情報が提供できていない状況でもあると捉えています。

これらのことから、町は策定した過疎地域持続的発展計画に基づき、町民を含め、移住・定住を考えている人たちへの町の支援や情報の提供など、総合的な施策を展開していくこととしています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言うておりますけれども、私もこのように正確な人数というのは分かりませんが、自分のところに、「やはり私は家を造りたいけれども、家を建てる土地がないんです、何とかしていただけませんか。」というような要望と捉えるようなものがたくさん来ている。それは私だけに来ているだけではなく、ほかの人たちにも多分来ているのではないかなと思っております。

全体的に見ますと、これを比べちゃいけないとは思いますが、他町と比べますと、やはり住民が家を建てる土地がないとは言えませんが、少ないと言わざるを得ないと私は思っておりますけれども、その点をどのように考えているのか、再度お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

捉え方については先ほど答弁したとおりでございますが、平成30年度都市計画基礎調査によると、市街化区域約144ヘクタールのうち、用途として田や畑の土地が17.1ヘクタール、そのほか空き地が6.6ヘクタールございます。また、地震等により空き家等の除却が進み、現在、宅地の用途となっているものでも、空き地となっている物件についても多数見られます。これらを考えますと、先ほども答弁したとおり、土地が少ないということがないと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が土地は大丈夫だと言っているんですけど、

やはり土地の問題に関しては、私が平成31年3月の定例議会に一般質問で、市街化調整区域での今後の土地の地域活性化は、現行の土地計画でまちづくりをやっていくことだと答弁がありましたけれども、その考えについては、まだ変わらないということではよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

考え方については変わりございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、今の課長の答弁では、市街化調整区域の開発は都市計画のまちづくりで進めていくということではよろしいですね。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町の魅力を発信することで、選ばれる町になり、移住・定住を進めていくということであれば、受入れ体制は不十分ではないかと思われまますがけれども、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

過疎地域持続的発展計画に基づき、まず国見町に暮らす町民の幸福度を上げる施策を展開します。これと合わせて交流人口や関係人口を創出して、この町を知ってもらうこと、そして町民も移住・定住者も子育てしやすい環境や幸せに生活できる環境を整えるといったソフト事業とハード事業を総合的に進めていくこととします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今回の答弁でありますけれども、既に町営住宅を建てている、40年も過ぎていた町営住宅等もありますので、いずれは取り壊さなくちゃいけないような状況に移るとは思いますけれども、すぐに新しい町営住宅を、町有財産ということで町営住宅を建ててくださいというようなことではなく、やはり選ばれる町、桑折町、伊達市を選んでる人たちに比べれば、その中から国見町を選ぶんだということになるには、やはりほかの町と違った部分、ほかの町との特色が違うよ、こんなふうにこの町は違っているんだということの特色を出すべきだと思っております。

ただ、今、課長が言われたものだけなのか、今後、町独自の独自性を考えているのか、ちょっとその点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、第6次国見町総合計画に基づきまして、まちづくりを進めています。そして、先ほども答弁しましたが、今年度策定いたしました過疎地域持続的発展計画に基づきまして、まちづくりを進めていくということではございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われましたように、過疎地域の部分もありますので、その辺でやっていくということで理解させていただきます。

いろんな部分で町民からも声が上がっておりますので、十分検討していただきたいなと思っております。

そして、今後その状況等なんかを詳しくお知らせいただければと、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

町内においては、今まで駐車場になっていた土地が建て売り住宅になり、軒並み完売になっております。つまり、土地があれば住宅を建てたい人が、この町の人かその辺はちょっと分かりませんが、住宅を建てたい、あるいはもう完売というか、家を買うという人がいらっしゃるということは現実だと思っておりますけれども、その動向を見て、町はどのように考えているのか、もう一度聞きたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

民間事業者による建て売りの販売、いわゆる建て売り住宅は若い世代と地震の被害を受けた人たちに一定の需要があると考えています。

一方で、土地を購入し、自由設計による一戸建てを希望する人たちもいます。さらに、民間事業者の住宅供給の決断は、ニーズを把握し、採算性を見極めながら行われているものと認識しています。

町は、これまでも民間事業者から住宅供給のための相談があった場合には、関係法令と照らし合わせて相談を受けたり、下水道関連の公共インフラ整備などで支援をしています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町のやり方は一生懸命やっているなと考えております。

さきの報道ですけれども、福島県は移住・定住者が全国の4位になっております。つまり、日本全国、ここから見れば都会、都心から約1時間半で来られる場所だということも加味しているということで、やはりコロナ感染症の拡大などにより、福島県は住みやすい場所として見ているのかなと思っております。そして、それによってテレワークという働き方の多様化によって、やはり会社に1週間行くのではなく、もう6日間は家にいて、1日だけ会社に行くというように勤務が多様化し、変わっているのではないかなと思っております。そして、地方に定住を求めている結果なんだと思っております。

つまり、移住・定住の要件の一つが土地ではないかと私は考えておりますけれども、同じような質問になりますけれども、その点についてももう一度お尋ねしたいと思ます。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

移住・定住の要因の一つとして土地の取得、宅地の確保など、その考えが一つとしてあります。また、働き方が多様化し、変化したことも移住・定住を決める要因の一つであると考えております。

よって、町では官民連携により子育て住宅を建設し、さらに今年度、大坂団地をリノベーションし、新しい働き方に対応できる場を創出するということに取り組んでいます。

しかし、町では、それだけではなく、最も重要なことは、まず今住んでいる国見町の方が幸せに生活し、希望に満ちたものでなければ、移住・定住者はこの町を選択しないと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長、答弁ありがとうございます。

町の土地問題を考える上で、町有財産を開発するということは今までに考えたことがあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

現在、宅地で開発できる可能性のある町有地は、山崎南町田地内と、小坂緑住区です。

山崎南町田地内は過疎地域持続的発展計画で、藤田駅前周辺整備事業として賃貸住宅や分譲などの開発を含めて、今後検討していくこととします。

一方、小坂緑住区は、これまでの経過や現状を勘案した上で、今後検討していくこととします。

なお、町有地を宅地として開発する場合、町が主体的に行うことばかりではなく、民間事業者との連携も視野に入れながら、共同開発することもあり得ることだと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように、2か所の町有財産の中で、住宅を建てる可能性があるという場所を聞かせていただきましてありがとうございます。

町有財産を開発する上で、やはり莫大な資金が必要となると思います。そこで、民間企業と連携するというような話も聞きましたので、その辺をよろしくお願ひしたいなど。

やっぱりいろんなものを建てる上では、財政負担となりますので、こことすれば新たに住宅を建てる可能性、今2か所ということになりますけれども、他に具体的な場所があるのであれば、もう一度お知らせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町有地は複数ございますが、場所によっては狭い土地や接する道路が狭いものなどがあり、宅地開発に適した土地については、さきに答弁したとおりでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私の考えというか、見方と違うかな、同じ考えかと思えますけれども、町の町有財産と思っている山崎南町田というのは、駅前にあった仮設住宅として宅地だったと思うので、その部分だと思っておりますけれども、そこをUターン者の対象として確保することだと考えておりますけれども、私と町との違いがあるのがあれば、町のご所見をお願いしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

議員お質しの山崎南町田地内については、お見込みのとおり、仮設住宅があったところでございます。この部分については、藤田駅前周辺開発整備事業として一体的に開発するというので今検討しているというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） それでは、駅前の開発と同時にやるということをお聞きしましたので、提案なんですけれども、先ほどやるには町独自でなく、事業者も交ぜるということをお聞きしたので、それはそれでいいと思うんですけれども、もし土地の確保というか、その場所がやりますということになりましたら、建て売り販売としてハウスメーカーに全てお願いする前に、当然地元の事業者、Uターン者の人たちは地元から行っているわけですから、地元の事業者を使いたいということになると思っておりますので、まずは地元の事業者を使うことによって、金額は分かりません、金額をどうするかということはないんですけれども、補助金を出すとか、やはり地元の業者に建ててもらい、そして地元の業者がそれを請け負うことによって、地元の業者が売上げが上がる、そうすれば最終的に所得税として町に戻ってくるという循環型になると考えております。

そして、そこで万が一地元の業者は使いたくないという言葉は悪いですが、ハウスメーカーをお願いをするというのであれば、ハウスメーカーさんのほうにお願いをすると、そういう二段構えをしながら、やはり地元の業者を十二分に使っていただく、町の土地を有効に使うのであれば、まずは町の地元業者を優先的に使っていただけるように推し進めることが一番私は必要である、そうではなくちゃいけないと思っております。

今後も駅前開発としてここをやっていくんだということをお聞きしました。これから駅前でいろいろなイベントを開催していくときに、歩いて、まして親子連れで手をつなぎながら歩いていける場所でイベントができる、そして歩いていけるんだという場所に住宅があるということは最大のメリットであり、町をPRする上でもいいことだと思っておりますので、ぜひこの計画を考えつつ、その事業を遂行していただき

たいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、2番目の質問に移ります。

子ども議会についてであります。

平成30年度より子ども議会が行われておりますが、基本理念は何だったのか、そしてその考えは今も変わっていないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

基本理念ですが、まず1つ目、次世代を担う町の子どもたちが子ども議会を通じまして、自分たちが暮らす地域のまちづくりに対する関心を高めていくことで、将来にわたってまちづくりへの参画意識を醸成することを目指したと。

2つ目です。まちづくりを自由な発想、そして新たな視点で考え、質問することで、子どもたちが自分たちの主体性を育み、また心身ともに健康で人間性豊かに成長するための一助にしていきたいという観点もありました。

そして、3つ目ですが、当然のことながら、子どもたちからの町に対する要望や意見を参考に、町の新たな政策形成に生かしていけると、そういった思いで始めたものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言われた基本理念はお聞きしました。

その基本理念について子どもたちの意見はどのように反映されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

これについては教育の一環としての側面がございます。教育委員会と学校とコンセンサスを得た上で、目指すべき姿として設定したものでございますから、子どもたちの意見を反映させるようなものではないと考えており、今後もこの理念は変わっていないと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言われたように、基本理念は変わっていないということであります。

では、今回の子ども議会から小学生、小学6年生から中学3年生に変更になったというのはなぜ変えたのか、そして変えなくてはならなかった理由があるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

本年度は、小学校6年生から様々な意見、そして要望を聞くためのタウンミーティングを先日実施したところです。

また、中学生は、1年生で職場訪問の学習、そして2年生では、職場体験学習を行っています。その集大成として、3年生では、柏葉祭での発表を行います。

それを受けての到達点として子ども議会につなげていくことが年次を経て継続的につながった学習となるのではないかと判断し、教育委員会及び県北中学校とも相談した上で、中学3年生での開催に変更としたところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やはり今、前にやったときは小学校6年生だった、今度は中学3年生になりましたということで、その変わる理由は、今、総務課長が話したとおりで、それは教育長も内容を理解した上での判断だということになりましたけれども、私は小学生では駄目だと、小学生の意見は駄目だということではなく、中学生としてやはり意見を聞きたかったのかなと、理由として理解はしております。であれば、今後また小学生に戻るのではなく、中学生の子どもの議会としてそのままずっと持続していく、小学校6年生にもう一度戻るといようなことはないかと理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、中学生1年生から3年生まで継続した学習のカリキュラムといたしますか、そういった取組の到達点であることから、今後も中学3年生で実施していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 中学3年生という小学生とは違った意味合いの意見も持っておりますので、ちょっと今回の分も大分すごい質問があったなと考えて見ておりました。

今回の一般質問とかをやる上での質問の議長の選出というのは中学生が各自で、自分たちで決めているのでしょうか、それとも何か役職ということはないですか、生徒会長とかそういうものがあって、そういうところで決めているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

これについては、グループ単位での討議を踏まえた上で、質問内容及び質問者を民主的に決定していると聞いています。

議長についても同様で、生徒で協議して民主的に決定をしていると聞いています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やっぱりその辺は先生ではなく、生徒たちが自分たちで、自分の能力でグループでやっているんだということで、ますます中学生ながらすごいなと感心できるものだと思っております。

中学生となれば、先ほど言うておりますように、自分のことだけではなく、持論を考へて、一般質問であります。模擬議会と捉えているのであれば、私どもと同じように議事録として残しているのか、子どもたちからの意見はどのように残しているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

これについては、5回開催していますが、毎年報告書という形で作成をしています。それは当然議事録として、質問から回答まで全部入っており、それを作成をした上で、学校と参加した児童生徒全員へ配付をしています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、総務課長からの答弁がありましたけれども、私どもは議会は重いものだと思っておりますので、当然議事録等が残っております。やはり子どもたちのために、何らかしらの報告書ということはあるけれども、今年だったら令和4年11月にこういう質問をやっていたよというものを残すべきだと思っております。子どもたちが自分の目線でまちづくりを考へて、要望や意見を発表することだと思えば、意見等についてはどのように捉えているのか、どういうふうに考へているのか、ご所見をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

過去5回の子ども議会では、様々な要望、提言がありました。できるものもあれば、できないものも当然あります。

できるものにつきましては、実施したものも多くあります。例えば、PR動画の製作、謎解きラリー、外国人の言語の表記について、図書館の本をあつかし歴史館に置いたりすること、星を見るイベントの開催、蓮まつり、モモの木オーナー、働く場の整備のためのリノベーションなども実施してきています。

引き続き、実現可能な提言は実施に向けて検討を進めたいと考へています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） できれば、形を残すことも必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めての中学生ということなので、今回の中学生からの要望に対しての答弁は、課長からの答弁がいろいろありましたけれども、一番単純だったのは、予算がなく、困難であると。私どもから比べれば完璧な答弁であったなと思っておりますけれども、やはり中学生にとってみれば、予算がないから駄目だよというだけに終わってしまつて、再質問というものはなかったというか、できなかったという感じになると思ひますので、将来を見ている町を中学生が理解できる答弁であったのか、その辺についてはどのように考へているのかお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

予算がなくという答弁をしていたかどうかというのは認識の分かれるところかなと思います。

中学3年生も十分に大人でして、町の将来についてもきちんと考えられる年代であると私も考えています。その上で、責任ある答弁をすることこそが一番大切なことだと考えています。

行政改革など、また策定いたしました公共施設の再編など、人口減少に突入した日本においては、全国的な課題があることは議員もご承知のことと思います。可能性のあるものは、その方向性を示すことはできますが、厳しいものについてはしっかりとノーと言うことも大切だと考えています。

その場しのぎでやれるような夢を見させるような答弁をしても、中学生も大人ですから、当然見透かされると思いますから、そういったことも留意しながら、今後対応していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長とすれば、やっぱりそれは答弁は責任問題になりますし、適当なことは答弁できないということは分かっております。その辺の答弁も責任ある答弁をよろしくお願ひしたいなと思っております。

最後に、子どもたちの意見は、すなわち町民の意見であると捉えることにしなければなりません。ただ、発表だけの場にしていただいただけでは、子どもたちの真実の意見を聞くことができなくなるのではないかと思いますけれども、その点についてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

子ども議会は、通常の今現在やっている町議会本会議と同じやり方で実施をしています。町としても子どもたちの質問に真摯に答えるべく、事前に答弁調整会議を開催し、意思統一と共有を図って対応してきました。

決して発表の場としてではなく、真剣な議論の場として真面目に取り組んでおり、子どもたちもそのように捉えているものと思っています。

そして、この経験がいずれ大人になっても、町に対する課題を見つけていく端緒につながるものと確信をしているところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私たちもそのように考えて今やっておりますので、その考えを子どもたちにも理解できるように真剣に取り組んでいただきたいと思います。

子どもたちは、いずれこの町を支える人になり、あるいは議員になる方もいるかもしれません。そのためにも、この子どもたちがこの町をもっと好きになってもらいた

いというふうに行行政と共に進んでいかなければならないと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時03分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、2番八巻喜治郎君。

八巻喜治郎君。

（2番八巻喜治郎君 登壇）

2番（八巻喜治郎君） 先に通告してある内容に沿って質問いたします。

まず初めに、自然災害などについてであります。

近年では、地球温暖化などによる影響と思われる自然災害が世界的に多発しております。我が国でも地震や異常気象などの災害が頻発して、甚大な被害を受けております。特に地震災害は季節を選ばずに起こります。大きな自然災害が起こるたびに、対応が後手に回り、混乱や不安を招いてしまう。その要因は何であるか。危機管理が不十分だから。

自然がもたらす地震、台風、豪雨などは未然に防ぐことはできませんが、しかし、起こり得る災害を予知し、人々の安全を図り、被害を軽減することは可能であります。地位や権限だけで災害、危機には対応できません。多くの関係する皆様の協力が必要であります。危機的災害が起きればどう対処すべきか、組織を通じて、危機管理能力、行動計画、教育訓練、装備品などに習熟しておくことが重要であります。

それでは、お伺いします。

避難施設は、厳寒・酷暑、幼児・子ども、障害者、高齢者などに配慮した避難施設であることが望ましく、しかも平時は多目的に活用できる避難施設であるのかをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 2番八巻議員のご質問にお答えいたします。

避難施設は大きく13施設指定してあります。基本は、観月台文化センターと、小坂、森江野、大木戸、大枝、こちらの各地区中央集会施設です。これらの施設は平時は一般開放され、各種活動に活用されております。冷暖房を完備し、畳敷きの和室、障害者用のトイレが備えてあります。

なお、今年度はトイレの洋式化を進めて、子どもたちや高齢者への配慮をした対応

を進めています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） ただいまお答えいただきましたが、寒冷時は暖房機器が必要であり、酷暑・猛暑時は冷房施設が必要であります。しかし、災害直後は、電源が喪失していたり、冷暖房設備が損傷して使用できないこともあります。寒いときにはストーブ、暑いときには扇風機など、そしてその電源を確保するための発電機とその燃料等が必要となります。その手配と協力体制は大丈夫だと思っております。

大事なものは、避難する時点から、幼児や子どもには保護者が必要となります。身障者や高齢者には付添人や介護人が必要であります。幼児・子ども、障害者、高齢者は、その付き添う方に自らの安全を委ねることとなります。災害弱者と言われる方々です。町ですから、十分準備はされていると考えております。

次の質問に移ります。

感染拡大が予測される新型コロナウイルス感染症予防に対応した避難施設なのかをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、避難者のプライバシー確保、家族単位ということもありますが、個別に仕切られたテントを備えています。

また、避難者の感染症対策としましては、避難受付時の体温管理やきめ細やかな消毒、そして換気など、徹底することとしております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） エアロゾルや飛沫感染防止のために、こまめに換気を行い、3密を避けることは重要であります。今までより各避難施設等の人員もスペースが必要となり、収容できる人員は変わってきます。各避難施設の収容人数は把握していると思います。

次、食料備蓄や食料支援、生活用水や電源確保の協力体制は万全であるかをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

避難時の備蓄食料としましては、アルファ化米、さらには乾パンを合わせて1万5000食分、水につきましては500ミリリットルで8,000本、さらには防災ゼリーを3万1000個準備しております。これは、東日本大震災の避難状況を基に約3日分を想定しての数量でございます。

これと併せて、様々な協定を結んでいる企業、さらには団体との救援体制を確保して、物資の調達を進めるような形で、準備するよう想定しております。

なお、電源につきましては、観月台文化センターには非常用発電装置が、またほか

の地域におきましては、夜間照明用のための小型発電機が備えてあります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 食料備蓄とは非常食などの備蓄であり、僅か数日間くらいかなと考えております。我が町では農家が多いので、お米などは農家の方々が持っております。ただし、玄米ではいけません。精米したお米の確保という食料支援の協力も必要かなと思います。

次に、また同じく生活用水についてです。

すりかみ浄水場へ行けば生活用水は給水してもらえるとされています。すりかみ浄水場の名前を知っているだけで、すりかみ浄水場へ行く道の経路を説明できない、説明できる方が非常に少ない。議員の方、前議員の方は分かっております。また、すりかみ浄水場へ行く道を全く知らないというのが多いのが現状です。平時に知っておくべきです。

地震災害などでは、指定避難施設等が破損や損壊の被害に遭っていることもあります。その場合、避難を要する人々に対してどのように周知徹底するのか、避難施設が被害を受けて損壊していた場合の対応策についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

例外のない原則となりますが、損壊を受けていない避難所または避難ルート、そちらに誘導すると、そういう対応を取らざるを得ないことについてはご理解いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてに移ります。

国見町では、町の基幹産業は農業である、そう言ってきました。また、町民待望の道の駅もできました。当時、国見産の地元産の農産物が年間を通じて非常に少ないのは問題があると。そこで、くにみ農業ビジネス訓練所を立ち上げて、新鮮野菜などの生産と農業後継者を育てようとしたわけです。その成果が少しずつ現れております。

神奈川県出身者が伊達市で就農しました。くにみ農業ビジネス訓練所とJAふくしま未来農業塾の両方で農業を学び、自立しました。これは朗報であります。担当する方はこれをどう捉えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

令和3年度長期研修修了生6人のうち、夫婦1組が今年4月から伊達市で就農し、このたび、JAふくしま未来の広報誌11月号に農業女子として記事が掲載されるなど、精力的に野菜栽培に取り組んでいます。くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修修了生が町内外で活躍する姿は、町としても大きな励みになります。

残念ながら家庭の事情で国見町に移住・定住し、就農するまでには至りませんが、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修修了生に変わりはなく、長期研修修了生

を中心に組織化したあつかし農友会として、道の駅国見あつかしの郷で定期的にマルシェを開催しています。11月24日には、営農報告会を兼ねたタウンミーティングで、今後の展望など意見交換も行いました。今後も国見町とのつながりは継続します。このつながりを大事にすることが、将来の国見町の農業振興にも大きく寄与するものと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 国見町には2名が就農しております。農業の後継者不足は日本の国の問題であり、課題でもあります。国民の食糧生産と食の安全から見ても、農業後継者を確保することは重要であります。

くにみ農業ビジネス訓練所は、福島県が認めた農業研修機関であります。農業の研修所としても重要な一つであります。県では、福島県農業総合センター、農業短期大学校、県農業総合センター果樹研究所、郡山園芸振興センター、そしてくにみ農業ビジネス訓練所です。したがって、研修を受けた方々が就農し、各地域や地区に溶け込みリーダー的存在になっていただけるように、切れ目のない支援と意見交換をすべきと思います。重ねて申しますが、切れ目のない支援体制の構築が必要であります。私も微力ながら協力していこうと考えております。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所とJAふくしま未来の農業塾との相互協力関係が今後大切かと思われませんが、町の意向をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

JAふくしま未来主催の農業塾は、モモ、あんぽ柿、キュウリの3コースがあります。くにみ農業ビジネス訓練所は、長期研修生のさらなる技術習得に向け、既に農業塾キュウリ部会の指導会、農業短期大学校の農業研修、伊達農業普及所の農業経営セミナーなど様々な講座の案内をし、長期研修生ができるだけ参加できるよう日程調整を行っています。今後も、長期研修生の技術習得が見込まれる農業研修があれば積極的に案内するとともに、関係機関とさらなる連携も進めていきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 国見町は過去に、平成の時代ですが、農業のモモの生産量、生産高、町村の部で日本一に輝いた町なんです。我が町は町村の部で日本一に輝いたことがある町です。行政を含めて今後に期待して、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和4年第5回国見町定例会におきましての一般質問であります。

まず初めに、マイナンバーと保険証についてということであります。

これまでの経過として、マイナンバーカードの申請が進んでいないというのが現状

であると思っております。そのような中で、国民皆保険制度の下で発行されている健康保険証をマイナンバーカードで利用できるように計画が進められております。しかも次年度中というのが現在の計画であります。便利になるという方もいらっしゃると思いますが、切替えをする必要がないと考える人も少なくないと思っております。自治体として行うべきところの福祉の増進ということからして、マイナンバーカードを医療保険証と結びつけることについて、国見町の認識をまず問いたいと思いません。

議長（東海林一樹君） 浅野君、マスクを外してください。

住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） マイナンバーカードの関連の事業の取扱いにつきましては、国の制度・政策に基づき実施しているものでございます。保険証との一体化につきましては、高齢者や施設入居者を含め、必然的にマイナンバーカードの取得を促すものということで認識しております。一体化によるメリットにつきましては、特定健診や薬剤情報の利用による効果的な医療の実現、医療費限度額の適用認定に関する手続の免除などが挙げられ、町民福祉、利便性の向上が期待されるものと捉えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 国の制度ということで、必然的にやらざるを得ないというところが本音なのではないかと思うところでありまして、先日の町長の提案理由の説明の中でもありましたけれども、国見町ではカードの交付率56.3%と、もう四、五年過ぎたのかなと思っておりますけれども、まだ半分を若干超えただけということで、非常に遅れている。ここがやはり国がどうしてもこのマイナンバーカードの番号制を完成させたいといえますか、進めたいということがあって、この保険証と結びつけるということをやったのではないかと考えております。

そういう中におきまして、カードは個人にとっては本当にあってもなくてもいいというのが今現状なのではないかと思っております。ですので、なかなかカードの申請が進まない、そういうことになっているのではないかと思います。

2番目になりますけれども、マイナンバーカードの申請が進まないために、医療保険証をなくしてまでカードの申請を求めようとするのが国のやり方であるというのが私の認識であります。ですので、カードの申請は本人の意思に基づくものというのがこれまでの国の方針でありますけれども、そうしたことは、保険証と替える場合にあって、まだ保証されるということによろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

あくまでも、マイナンバーカードの申請は、本人の意思だということで現在取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 本人の意思ということになりますと、保険証を代用させるという場合には、やはりマイナンバーカードを作る必要が出てくるということだと思うのですが、すけれども、この辺との関係で、マイナンバーカードは特に必要ないですけれども、保険証はどうしても必要ですね。ですので、そういうこととの関連で、結構矛盾が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺りについてはどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 現在、総務省のほうの説明におきましては、それは関係機関のほうと代用策を考えるということの提起になっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） それで、関連質問ということによろしいかと思うのですが、国見町で医療機関にかかった場合、マイナンバーカードで対応できる場所というのは現時点でつかんでおりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、町内でマイナンバーカードを利用して受けられる医療機関は、公立藤田総合病院や薬局など複数箇所ございますが、まだ対応していないところもあるということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そういうことであれば、医療機関としてもまだ進めるといいますか、整備が整っていないということになるかと思えますけれども、そうしたことで、医療機関にとっても、システムの整備とかなんか必要になってくるということで、お互い大変なのではないかなと思っております。

そういう中で、カードの申請が難しいという事案も発生すると考えられます。特に必要と思わない人、それから移動手段がなくて申請がなかなか難しい、あるいはもう高齢で必要ないのではないかなというようなことが発生しますので、そのような、いわゆる自分で申請することが相当難しいといった方々に対しては、どのような考え方で対応するのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

病気や身体障害等により手続きが難しい方につきましては、代理人による申請制度がございます。また、要請により職員が出向いて対応するということも可能になっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、その部分についても、あくまでも本人から申請したいというようなことがあった場合に職員が出向くという理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） そのとおりであります。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ぜひ、医療保険証でありますので、どうしても必要になる証明書だというふうに思いますので、無理に進めるというようなことはやっぱり差し控えるべきではないかなというふうに思っております。特に、先ほど申しましたけれども、来年度中にどうしてもやりたいというような強烈な方針が出されている中でありますけれども、あくまでもやはり個人を尊重した形での進め方をされるようお願いするものであります。

次の質問です。

インボイス制度の実施についてになります。

来年10月から消費税のインボイス制度が実施されることで進められております。これまでは売上が1000万円以下は免税業者とされてきましたけれども、その枠が取り外されることになります。取引相手から請求があれば、発行するか、取引をやめるかということになるのではないかとまで言われております。また、登録申請をして課税業者になれば、法人は決算終了後2か月以内、個人は翌年の3月31日までに消費税を申告しなければならないとされておまして、その負担、書類の作成など、実務作業は重いものとなると考えられます。役所として各々の事業を執行しなければならない状況にあると思いますけれども、この制度が実施されることによって、どのような事業が影響を受けることになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

町の会計ですが、まず一般会計については、消費税の申告義務が免除されることになっております。しかしながら、一般会計と取引のある事業者に対して町がインボイスを発行することができない場合、取引事業者は消費税の仕入税額控除ができなくなります。そのため、今後、適格請求書発行事業者登録の手続を進める必要があると考えています。

また、特別会計ですが、これについても免税事業者となっています。現在は消費税の申告義務がありませんが、一般会計と同じ理由で適格請求書発行事業者登録を行った場合、当然課税事業者になるため、新たに消費税の申告義務が発生するものと考えられます。今後、各特別会計の取引状況を確認した上で、登録の有無を判断していきたいと考えています。

一方で、下水道事業及び水道事業については、従来から消費税の課税事業者であり、インボイス制度開始に伴う新たな登録事務が発生すると考えています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 一般会計については特例があるということで、この制度から免除されることになっております。答弁にもありましたように、特別会計のほうが影響が

出てくることになると思うのですが、その中で、これまで例えば水道とかそういった機材とか何か調達する部分に、そういう業者が、特に、何ですかね、あまり大きく事業をやっている方とか、そういう方がかなり問題になってくるのではないかなと思うのです。大きな業者にとっては特にその部分で新たに問題が発生するということにはならないと思うのですけれども、そういった形で、今まで取引があった業者が排除される部分は出てこないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

取引事業者がインボイス制度に登録しているか否かによって受ける差別ということがあるかという質問ですが、町としては当然公共の部分になりますから、あるなしに関わらずそれを排除するというようなことは考えておりません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ちょっと聞こえない部分があったのですけれども、排除される、されない。されないということでもよろしいのですか。ぜひ、排除されるようなことがあってはならない、自治体が発注するものですから、排除されるようなことはあってはならないと思うのですけれども、そのために今、何かしらの、つまり、インボイス発行ができる課税事業者に変更してくださいといった、そういったお願い等は今のところ出す必要がない状況にあるのでしょうか、どうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

町としてそういったことをする立場にはないと考えています。恐らく、商工会長いらっしゃるかもしれませんが、商工会でそういった勉強会などをなさっていて、ただ、登録するしないは個人の判断で、確かにしなければそういったいろんな影響は出てくるのでしようけれども、それが義務として課せられているわけではないと考えていますから、強制的にどうこうするとか、そういったものを町でやるということは、基本的に考えていないということになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町としてはそういうことはやらないと。そうすると、あくまでも、その事業者自身がどちらを選ぶかということになるかと思うのですけれども、そこが今、一番問題になっている部分かなと思います。自分で判断するということは、冒頭にも言いましたけれども、面倒くさい人はやめるといふようなところになる可能性は大きいのではないかなということで、今いろんな議論がされているところだと思うのです。

町が発注する業者以外にも、これまでいわゆる免税業者、個人事業者、いっぱいいると思うのです、いろんな業種の方。いってみれば国保加入者なんかは全部自営業者ということになりますので、その辺りが非常に難しい対応を迫られることになってく

ると思いますので、その辺り、十分そういうことが発生しないように町のほうは目を配っていただきたいと思うところであります。

今若干触れましたけれども、給食事業を町でやっていますけれども、ここは町の場合は委託事業としてやっていますので、町が直接取引ということはないのだろうと思うのですが、そういう中で、委託事業、ほかにもあると思っていますけれども、そこでの取引についても納入業者がいます。免税業者の場合に対して、登録申請を促すようなことは行き過ぎたことであると思っています。そのような事案は、この委託事業の中では発生しないと考えられますか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） お答えします。

給食センターへの食材納入業者の中にも現時点で免税事業者が複数いますが、インボイス制度に登録申請するかどうかは、免税事業者それぞれが判断することです。町が登録を強要することはありません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ですので、今、個人の判断に任せられるというふうなところが、その事業者にとっては、これまでのとおり納めるか納めないか判断するということになってくると思います。納めないということを選べば、当然そこでの取引がなくなるということで、収入も減るという事態になるかと思うのです。先ほどから言っていますように、そうした事態にならないような形で行うような手だてを何かしら考える必要があるのではないかと考えております。その辺りはどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議員おっしゃるとおり、制度自体が、インボイスでやるという大枠が決まっているのだけれども、細かいところがちょっと手が届いていないような印象を私個人的にも受けております。9月議会でもシルバー人材センターの問題の陳情もありましたし、そういった様々な課題がある中で、どういった方法が、どういった細かな点での行き届いたものが今後出てくるかということも、今、国のほうでも若干は議論されていると思いますから、その方向性を見定めた上で、町としてもその方向性に沿った形でより良い方向に行ければいいのかなと思っています。

また、中小企業者、仮にインボイスに登録しない場合においても、恐らくは賃貸する、確かに含み損、仮払い消費税の分、損してしまうのですけれども、その額自体はそんなに大きなものにならないのかなと思っていますから、そこは公共として現時点では受け止めざるを得ないし、できればそうならない方向でちょっと制度の見直しが詰めていただけるのであれば、そういったものを含めて議員の皆様とかいろんな中小企業者の声なんかを国に届けていただいて、ちょっと見直しを進めるような取組を改めて共有しながら進めていければいいかなと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 明確な答弁が難しいという部分もありましたけれども、私どもはやっぱりそうした矛盾がある制度、中止ということでこれから進めていきたいと考えておりますので、町もその辺りについて十分、心得ていただければなと思っております。

次の質問を行いたいと思います。

気候変動による自然災害についてということになります。

言うまでもなく、近年は気候変動による災害が世界の国々で発生していることが伝えられています。特に雨、それから風などが甚大な被害をもたらすものでありますけれども、その要因については、地球の温暖化が原因であるということが世界的な見方となっております。

そういう中で、町は防災マップを発行いたしておりますけれども、この気候変動が言われている中で、どのような基準で作成されたものなののでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今年8月に防災マップを発行させていただきましたが、様々な要素により構成しているところでございます。急傾斜地や土石流、地滑りの区域につきましては、土砂災害関連法がございまして、これに伴う県の指定によるものを盛り込んだものでございます。さらには、新たに盛り込んだため池崩落区域につきましては、県の防災重点農業ため池ハザードマップによるものを組み込んでおります。

そして、阿武隈川の洪水浸水区域につきましては、千年に一度の想定し得る最大規模の降雨量を前提にということで、国土交通省が浸水想定区域を基準としたものを採用しており、また滝川の洪水浸水区域につきましては、県が24時間の想定最大雨量746ミリを基に定めた浸水想定区域を基準として、以上のような要素を盛り込んでマップを作成したところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 県、それから国の基準に従って作成されたということであります。

当町では大きな土砂災害はまだ発生していないと思います。国内を見ると、いわゆる線状降水帯といった気象条件が発生し、甚大な被害が起きたことが報道される昨今でもあります。予測困難な状況でありまして、一つの自治体での対応は困難かと思っておりますけれども、国及び県等の連携も含めまして、行政側としての取組というのはどのような形になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

昨今、国・県との連携体制が非常に緊密になってきております。激しい豪雨や増水による危機が迫った場合につきましては、国・県との緊急連絡網を基にして対策を講ずるということになっており、災害発生時には、国・県からリエゾン、連絡員ということになりますけれども、リエゾンが派遣され、町からの人員や物資の要請について、

要請に基づき応急物資も届けられております。さらに、協定自治体からも人員や物資の提供を受けているということでございます。

引き続き、災害前、災害発生後の国・県・関係機関との連携を密にして災害対策の強化を図っていきたい、かように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 自然災害ですので、完璧はあり得ないとは思っておりますけれども、さらにこの部分については引き続き緊密な形での対応なり何なり、対策を練っていただきたいと思っております。

そして、3番目になりますけれども、国見町では浸水被害については経験しておりますけれども、土砂災害はまだ経験しておりません。なくて当たり前というか、ないほうがいいとはもちろん思っておりますけれども、経験していないために起こる被害についてということですが、危機意識、特に大きな土砂災害、国見では地震と水害だけが災害ということで、大きな災害ということで挙げられるかと思うのですけれども、土砂災害等の経験はまだしていないことから、危機意識が非常にこういった土砂災害のようなものに対してないのではないかと考えております。

事実、最近、ちょっと大雨で、私の自宅の後ろのほうが防災マップに、細蔵地区になりますけれども、載っているということで、そちらの方面にちょっと連絡したのですけれども、やはり返ってくる答えというのは、「大丈夫でしょう」というような答えが返ってきます。ですので、その辺り、非常に危ないところではないかなと思しますので、ここに質問としてさせていただきましたのですけれども、どのような対応になりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今年9月に地区ごとに行った防災連絡会議では、石母田地区の町内会長から、大雨の際に自ら地区住民に危険を呼びかけて、避難誘導を進めたといった例が報告されました。また、洪水浸水被害を経験している大枝地区の町内会長からは、避難に支援が必要な高齢者への避難誘導の支援対策、これが必要だろうといった意見も出されています。

町では、でき得る対応を取るとともに、自主防災会を核とした町民との危機意識の共有、これを図る取組、これを強化する必要があるのだろうと思われました。ですから、防災訓練の在り方、これを早急に検討する、内容を確認する、見直しをする、そういったことに着手したいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 非常に難しいといえれば難しい課題かなと思っております。一度経験すればそれなりの対応は生まれるのだろうと思うのですけれども、それがないところにおいて、この危機意識、避難誘導、町はやりますけれども、なかなか心に響くよ

うな、どうしても逃げなくてはならないのだという感覚になるまでは、本当に容易ではないのではないかなと思っております。

その辺りでは、先ほど、防災訓練の在り方とかを見直したいという答弁だったのですけれども、その辺りで、自主的というか、本当に理解して行動するまでの周知の仕方といいますか、その辺りではもう少しちょっと答えがあればお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

実際に町だけでこういった効果的な意識の共有を図れる訓練ができるかというのは、今お答えすることは難しいと思います。ただ、関係機関と密に連携を取って、彼らの持っている知見、これを町に入れ込んでもらうというのにも必要かなと思います。

これだけ災害が頻発して起こる日本ですから、大学にしても、あるいは専門に災害対策を考えている組織は、きちんとした対応策というものを持っているはずですし、逆に、確立はされていないけれども、こういった方法がいいのではないかという、指し示すような知見を持っているのではないかと思っていますので、そういった、町の行政だけではない、幅広い視点で危機意識の共有を強められるようなものを防災訓練の中で取り入れていくというのは必要だと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） ないほうがよろしいのですけれども、備えはやはり必要だと思いますので、その辺り、今後とも十分な協議の上、安全な形で過ごせるような、安全な形で住めるような町といいますか、備えをしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後2時まで休議いたします。

（午後1時52分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、6番小林聖治君。

小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 令和4年第5回定例会にあたり、先に通告しておりました内容について質問いたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてであります。前回第3回定例会一般質問でも答弁いただきましたが、その後のオミクロン株BA.5による感染流行第8波に入ったとの認識を県は示しました。しかし、このオミクロン対応型のいわゆる二価ワクチンが、マスコミ報道によると、接種が進まないとのこと。そこで、直近のデータで、町民の接種状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

オミクロン対応型の二価ワクチンの接種につきましては、10月21日より開始いたしまして、12月2日現在では1,826件の接種が完了いたしまして、接種率は22.5%、県平均とほぼ同程度の数字でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうしますと、やはり国見町においてもそれほど接種率は上がっていないということでございますね。

そこで、接種の進捗に関連して再質問いたします。

先日、行動制限が解除され、全国旅行支援なども再開されました。そういった助成を受けるためにはワクチンの接種証明が必要な場面があると思われませんが、町としてはどのような対応をしているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ご質問のとおり、行動制限の伴わない対策に移行しておりますので、ワクチンの接種証明について様々問合せが来ているところでございます。通常は会場で発行しております接種済証がワクチンの接種証明ということでございますが、紛失した場合や、海外に渡航する場合に英文での接種証明が必要になる場合もございます。町では窓口で接種証明を発行しておりますが、マイナンバーカードをお持ちの方については、セブンイレブンやミニストップのキオスク端末で即時発行が可能となっております。また、スマートフォンにアプリがございまして、アプリをお持ちの方は、スマートフォンと一緒に携帯することが可能となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の答弁で、マイナンバーカードがあれば、コンビニで即時発行できるということが分かりました。ただ、町内にはコンビニがファミリーマートが2件、藤田病院内にはデイリーヤマザキというコンビニがあるのですけれども、これらのコンビニは対応しておりますか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ワクチンの接種証明について、今セブンイレブンとミニストップと申し上げましたが、町内にはほかにもコンビニあるのですけれども、ファミリーマート、それからロ

一ツソンのような全国展開のコンビニではまだ対応になっておりませんで、実際対応になっているのが先ほど申し上げましたセブンイレブンとミニストップの2つでございます。あとは地場のチェーン店で対応しているところありますが、町内で対応しているところは、繰り返しになりますが、セブンイレブンとミニストップということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。ほぼ全てのコンビニで対応できるようになればと思います。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの質問でも触れましたけれども、二価ワクチンの接種は初回接種が終了した方に行くということですが、未接種者から接種の申出があった場合はどのように対応しているのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

初回接種を完了していない方につきましては、オミクロン対応のワクチン接種できませんので、まずは従来型のワクチンを接種していただくことが必要でございます。しかしながら、町の集団接種では、最初の答弁で申し上げましたとおり、従来型ワクチンの接種は終了しておりますので、未接種の方から申込みがあった場合は、従来型のワクチン接種を個別に調整して打っていただくか、あるいは県が実施しておりますノバボックスの集団接種のほうをご案内するという対応をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） この二価ワクチンの接種には初回接種が必要というのは国の薬事承認の都合であるかと思うのですが、現段階で未接種の方はどのような事情によるものか、重ねてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

未接種の方なのでございますけれども、大きく分けると2パターンあって、一番多いのは長期に入院されていた方、抗がん剤の治療などで、何クールかされるのでしょけれども、その中でタイミングがなかった方、あるいは長期にわたって海外に渡航されている方で、お正月に帰ってくるというような方で問合せがある場合もございます。海外に渡航されていた方の中には、現地の保健当局が認めたワクチンを接種している人がおりますけれども、我が国ではファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ノバボックスは認可しておりますけれども、中国製のシノファームだったり、ロシア製のスプートニクVを接種している方おりますが、そういう方については未接種の扱いになります。このため、まずは日本国内で認可を受けたワクチンを受けてくださいという形で

ご案内するという形になっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） ということは、中国製とかロシア製のワクチンは、打っても意味はほとんどないということですね。

それでは、次の質問に移ります。

5 歳から 11 歳の小児の接種が努力義務とされ、接種が奨励されておりますが、状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

小児の接種につきましては、毎週木曜日に公立藤田総合病院の小児科で実施いたしておりますとともに、保護者の方が接種しやすい日曜日にも公立藤田総合病院で接種日を設定して行っているところでございます。また、7 歳以上の小児につきましては、福島圏域が実施しております NCV 福島アリーナでの広域での接種会場での接種も可能となっております。12 月 2 日現在では 338 件の接種が完了しております、接種率は 48.2% となっているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、6 か月から 4 歳までの乳幼児ワクチンが薬事承認されましたが、接種の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

乳幼児のワクチン接種ですが、こちらも公立藤田総合病院の小児科で実施しております。12 月 2 日現在で 9 件の接種が終了しております、こちらの接種率は 5.9% となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） それでは、この乳幼児のワクチンと小児ワクチンの違いというのはどこにありますか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

小児のワクチンと乳幼児のワクチンの違いでございますが、共にファイザー製ではあるのですけれども、種類が異なりまして、乳幼児のワクチンは特に量が少なく、1 回当たりの接種が少ないので 3 回の接種が必要となります。大人は 2 回だったので、乳幼児の場合は 3 回の接種が必要となります。接種間隔も大人と異なりまして、3 週間、8 週間と開けて打つようになりますので、予約の段階で調整をしながら大人と違う対応で子どもについては独自に対応しているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 分かりました。保護者の方々というのは、接種に慎重になっている方が多いと聞いております。そういった詳しい説明であるとか、できる限り接種しやすい環境を提供することが接種率の向上につながっていくのではないかと思います。これからもよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

現在、コロナ感染者の全数把握を行っていないため、市町村ごとの感染者が分からなくなってしまうかもしれませんが、県全体においては感染者が増えつつあります。そこで、感染した町民への支援はどのようにしているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

高齢者や基礎疾患のある方につきましては、かかりつけ医や公立藤田総合病院、また北福島医療センターに発熱外来がございますので、そちらにご案内しておりますほか、ご家族に陽性者が出た場合や、濃厚接触者となった場合については、県の抗原検査キット配付センターや陽性者登録センターの活用を案内しております。広報のお知らせ版では、陽性になった場合に備えまして、解熱剤の確保や日用品の備蓄を呼びかけさせていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） そうですね、ぜひそういった広報活動を抜かりなくよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

この冬、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行が懸念されておりますが、町ではこのことに対しどのような対応を想定しているのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、町では、季節性インフルエンザのワクチン接種につきまして、65歳以上の方は1,400円の自己負担で接種できる助成を行っております。また、生後6か月から18歳までの方、それから妊娠されている方に対しては、1人1回1,000円の助成を行っております。現在接種を進めております新型コロナワクチンと季節性インフルエンザワクチンの同時接種も可能でございますので、積極的な接種を勧奨しているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） この季節性インフルエンザに関連して重ねてお聞きいたしますが、季節性インフルエンザは感染症法上では5類とされております。ワクチン接種はそのため自己負担となります。現在、新型コロナについても2類から5類に変更させるこ

とを想定した検討がなされております。今後、新型コロナが5類になれば様々な自己負担が発生すると思われませんが、現段階ではどのような影響が想定されるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

自己負担の関係で、2類、5類の変更の議論だということですが、まず、ワクチンの接種費用ですけれども、現在、コロナにつきましては、臨時接種ということで、全額国費で行っているところでございます。これも季節性インフルエンザのようになれば、今ご指摘のとおり自己負担のご心配が出てくると思います。現在、医療機関に支払っている単価が2,277円、休日加算すると4,620円です。それにはワクチン代が入っていませんので、ワクチン代込みの金額なれば、六、七千円では足りないぐらいの単価がかかるだろうということが想定されますし、今は入院や宿泊療養の場合はお金がかからないことになっております。これは2類であるということでお金がかからないことになってはいますが、自己負担が発生する可能性があるということでございます。

ただ2類であるために、濃厚接触者という形で、例えば病院の医療従事者が病院に家族で感染してしまってなかなか出勤できない、それが医療の逼迫につながっているという側面もございますので、これも5類になれば濃厚接触者という考えはなくなります。そうなりますと、医療の逼迫は多少は防げるという形になりますので、2類、5類の話でいえば、単純に何と申しますか、費用負担ではなくて、解決できる部分もございまして、それぞれ一長一短があるということでございます。

感染症法上の取扱いにつきましては、町としても国の検討結果を十分注意して見ていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、私はマイナンバーカードの普及促進の観点から質問いたします。

マイナンバーカードの我が町における交付枚数、交付枚数率、どちらも優秀であると聞いておりますが、それぞれの枚数、枚数率はどのぐらいなのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

マイナンバーカードの10月末現在の国見町の交付枚数は、4,845枚であります。交付率は、国の基準は令和4年1月1日の人口を基準として、それが8,601人に対しての率になりますが、56.3%という数字になっています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 私はこの数字、パーセントについて、私は優秀であると思っております。

それでは、次の質問に移ります。

この交付枚数を上げるのにどのような方策を取ったのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

町民の交付申請の機会を確保するために、通常の窓口業務のほかに、毎月最終日曜日については臨時窓口を開設しております。また、新型コロナワクチンの接種会場、さらには期日前投票所におきまして特設受付場所を開設したり、町内企業やいきいきサロンでの出張申請を行ったりしてまいりました。さらに、マイナポイントの制度も併せて広報等で周知を進めている、以上でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうですか。私は、住民防災課の方々の日々のご努力、ご精励に対して敬意を表するものであります。

では、次の質問に移ります。

政府が22年度第2次補正予算案に800億円を計上したデジタル田園都市国家構想交付金の配分枠の一つに、マイナンバーカードの新たな使い道を考案した自治体が、最大3億円を上限に事業費を交付金で受け取れるというのがあります。使い道が乏しいというこのカードの弱点を自治体の知恵で取得率を上げる狙いらしいですが、この際、チャレンジしてみてもはどうでしょうか。今も精いっぱいやっていると思いますが、検討に値するかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ご指摘の件につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の中に、先月の10日だったと思いますけれども、新たに追加されたメニューのマイナンバーカード利用横展開事例創出型というメニューのご指摘だと思います。これにつきましては、補助率10割で、上限3億円というもので、自治体のマイナンバーカードの申請率が7割以上であることが申請要件として挙げられているものでございます。今年度限定的な交付金ということですが、詳細はまだ明確になっていないということから、現在のところ準備しているところではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひとも前向きな姿勢をよろしくお伺いいたします。

では、次の質問に移ります。

政府では、24年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することを表明しておりますが、国民健康保険や後期高齢者保険では今後どのような準備を進めていくのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

マイナンバーカードがそのまま健康保険証となれば、今まで行っておりました保険証の発行、それから限度額適用認定証の申請事務がなくなるということでございますが、マイナンバーカードを紛失した方や取得していない方への対応も政府で検討するというところでございますので、町では検討結果を踏まえて今後の準備に対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ぜひともしっかりとお願いいたします。

それでは、最後の質問になりますけれども、町内の医療機関の中には、マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関がありますが、町ではこの対応を医療機関に対してどのような働きかけを行うのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国が公表している医療機関の一覧によれば、先ほど浅野議員からのご質問の中にもございましたが、町内ではまだオンラインの資格確認に対応していない医療機関があるようですけれども、各医療機関ではオンライン資格の導入にあたってシステムを構築する必要がありますので、町では直接的な働きかけはありませんが、各医療機関がそれぞれ適切に対応されると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

私は、人類がやがてコロナ禍を克服し平和な生活を築き上げるようお願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 最後に、1番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） 令和4年第5回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

令和4年度当初予算事業の進捗等について、2つの件についてご質問いたします。

まず1つ目、定住化促進総合対策事業（大坂住宅リノベーションプロジェクト）、こちらについてご質問させていただきます。

まず1つ目、ビジネスモデル的なこともあり素晴らしいと思いますが、リノベーションありきで、新築建替えという考えはなかったのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えします。

大坂団地は昭和52年に建設され、44年が経過しています。現在と同じ仕様で新築した場合、概算で8000万円から1億円の経費が見込まれます。リノベーションの利点は、建物の長寿命化と工事費が削減できることです。また、古い建物を現状の

需要に合った建物に再生することで、限りある資源を有効に活用するSDGsの趣旨にも合致します。こういった観点から、大坂団地の改修では、これまでの価値観に捉われずに仕事の仕方を考える人たちが望むような付加価値をつけたリノベーション事業が適正であると判断いたしました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） コスト問題等々を考えた上でリノベーションという形になったということですね。分かりました。

では、次の質問に移ります。

リフォームでなくてリノベーションは、従来の既存の建物に対して新たな機能や価値を付け加える改装工事と伺っておりますが、現在の建物は1棟4世帯の間取りになっていると思います。これを2世帯にして、統合して広々な空間を確保するという考えはなかったのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

今回の大坂団地の改修目的は、首都圏からのリモートワークやワーケーションの拠点を造ることです。インターネットなどを利用した新しい形のビジネスを始める場を造り、そこに人を呼び込むことです。

さらに、これを実現するための改修コンセプトは、1点目は、省エネルギー物件として、断熱性を高め、無駄なエネルギーの消費を削減すること、2点目、国の戦略であるデジタル田園都市国家構想に基づくネット環境を強化し、ネット販売やテレワークに対応できる環境を整えること、3点目、入居者のおのおのが自由に空間を利用し活用できるようにしていること、最後に4点目、賃借料を低く抑え、入居者が新しく起業する場合、初期経費を抑えて事業を開始できるようにしていることです。

現状の建物を大きく変更することや床面積を大きくすることは、それなりの費用が発生し、借主が負担する賃料に反映されます。さらに、これまでの福祉的意味合いの強い生活するための町営住宅の形態を目指すものではなく、働く場を提供するため、現状と同じように4つの区割りとしたしました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） いろんなコンセプトもあるみたいですが、要するに、入居者のターゲットを絞って、安価で借りやすくするためにこういうふうにしたということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のお質しのとおりでございます。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。ターゲットを絞ったこと、ちゃんとした説明、そう

いったものを今後していただきたいと思います。

では、(3)現在の進捗についてどうなっているかお伺いします。

議長(東海林一樹君) 企画調整課長。

企画調整課長(大勝宏二君) お答えします。

大坂住宅リノベーション事業は、11月25日に入札を行い、同日、契約を締結いたしました。現在、躯体の調査と使用部材の確認作業を進めています。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) 蒲倉 孝君。

1番(蒲倉 孝君) 分かりました。

別の質問をさせていただきます。

次の2番目の質問に移ります。

林業振興事業についてですが、桜の森について、町民の方々からひどい状態になっているということをお聞きします。公園として整備を今後行う予定があるかどうかお伺いいたします。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) お答えします。

桜の森の今後の利活用については、今年度に森林委員会を3回開催し協議してきました。次年度も継続して協議してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) 蒲倉 孝君。

1番(蒲倉 孝君) そうすると、その委員会で今後議論を重ねていって、今後の在り方を決めていくということでしょうか。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) お答えします。

桜の森につきましては、整備をするかどうか、あるいはその整備はどのような形がいいのか、賃貸借期間があと4年4か月残っていますので、その後どうするのか、そういったものを総合的に森林委員会の中で相談して、ある程度の方向性を決めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) 蒲倉 孝君。

1番(蒲倉 孝君) 分かりました。結構広い敷地になっていると思うのですが、検討のほうお願いいたします。

2番目の予算では下刈り33万円となっておりますが、現在どのような状況になっていますでしょうか。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) お答えします。

桜の森の維持管理は、毎年春と秋の2回、シルバー人材センターに草刈りを発注し、今年度については完了しています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

先ほども話しましたが、膨大な敷地で、隣接する土地もあるとお聞きしていますので、近隣の景観も考えて、関係者の方々に立派な桜を見ていただけるようにご協力のほうもお願いしていただきたいと思えます。また、今後についても随時お聞きしてまいりますので、よろしくお願ひします。

以上で私からの質問は終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後 2 時 4 5 分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願ひます。

1 2 月 9 日は午前 1 0 時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後 2 時 3 6 分)

第 3 日

令和4年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第57号 国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例
- 第 2 議案第58号 国見町下水道事業の設置等に関する条例
- 第 3 議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第60号 国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第62号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第63号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第65号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第66号 国見町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第67号 国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第68号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第69号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第71号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第16 議案第72号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第73号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第74号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19 同意第 3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

（追加日程）

- 第20 議員の派遣について
- 第21 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長	東海林八重子君	学校教育課長	大勝晴美君
幼児教育課長	佐藤温史君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	渋谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第57号 国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第57号「国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第57号、国見町職員の高年齢職員部分休業に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） ちょっと確認なんですけれども、この高年齢職員部分休業に関する条例は来年の4月からということなんですけれども、これを見ますと、これ40時間。国見町は7時間45分ですか、そして1週間にすると40時間以内。19時間40分くらいを15分単位で与えるというように私解釈したんですけれども、そうすると1週間ですか、1週間に15分の15分、30分は早めに休んでもいいとか、それは減額の対象になるんですけれども、そういう理解でいいんですか。

それから、もう一つ、これは退職期までというのは書かれていないんですけれども、これは退職期まででいいんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） まず、15分単位というのは、部分休業できる時間の単位なので、部分休業はその19時間30分から31時間までの間で部分休業を取れるということで、仮に休むとすれば31時間までの間に15分単位でという考え方。15分しか取れないというわけではないので、あくまでも単位ということで捉えてください、15分単位で。超過勤務なんかのつけ方も15分単位でやるんですけれども、その刻み方が15分単位ということですので、15分しか取れないとかそういう問題ではないということ。

あと、部分休業、55歳になっていきますけれども、退職までそこは取れますし、途中で辞めることも当然できますし、うちの町では就学部分休業はないんですけれども、自治体によっては就学、要するに勉強するための部分休業なんかやっているところもあります。であれば、そこはその期間内だけは取れるような制度になっておりますが、ここは高齢者ということに特化しておりますので、この中で60歳、今度この後の条

例で65歳に延びることになれば、その間で辞めることもできるし制限することもできるし、そのままずっと部分休業することもできるという制度になるということです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） ということは、15分単位ごとに申請すれば取れるということで良いのですか。何かこの条例文も地方自治法を見ると1週間のうちに半分ですから、多分20時間、19時間ぐらいの中で15分というふうに明記されているんですけども、それがちょっと私、分かりづらかったものですから質問しました。もう一回お答えいただきたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

週に最低限勤務する時間が2分の1は最低勤めなさいよということ。そこから31時間までの間で15分単位で設定をして、そこは任命権者と取りたい人の協議の中で15分単位で設定できるということです。よろしいでしょうか。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） いいですか。

5番（山崎健吉君） はい。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第58号 国見町下水道事業の設置等に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第58号「国見町下水道事業の設置等に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第58号、国見町下水道事業の設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

8 番（佐藤定男君） この4条で、下水道事業に管理者を置かないものとする。私は管理者がいない事業って何なんだろうとイメージできないんですが、そうしますと事業の責任者といますか、それは誰になるんですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

公営企業法によりますと、管理者を置くことが原則となっておりますが、条例に定めれば置かないこともできるということになります。この権限につきましては地方自治体の長が権限を持つことになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第59号 国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第59号「国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第59号、国見町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第60号 国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第4、議案第60号及び日程第5、議案第61号は、定年延長分等の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号及び61号を一括議題と決しました。

日程第4、議案第60号「国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第5、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） それでは、まず議案第60号、国見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

総務課長（阿部正一君） 続きまして、議案第61号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 議案第60号のほうですが、職員の定年を60歳から65歳に改正するということですが、14条を見ますと2年ごとに年齢を引き上げていくように取れるんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

国の法改正による経過措置といたしまして、一気に5歳引き上げると5年間退職者がいないという状況があるということもありまして、新規採用もしていかなければいけないというその年齢バランスのことを鑑みて、2年ごとに経過措置として来年には61、その次62、63と、令和13年で制度が完成するという段階的な措置を踏むということで今回の経過措置は定められています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第62号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第62号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第62号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第63号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第63号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第63号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 議案第63号について討論を行います。

議案第63号であります。町長等の期末手当について人事院勧告に基づいて0.05月分を引き上げるとする条例の改定であります。

本条例については、東日本大震災の後、平成24年3月定例会で町長32%、副町長及び教育長が17%の減額をしております。さらに同年12月には減額分を特別職等報酬審議会の答申に基づき10%と改定をしております。そして、今年の3月定例会においては、これを元に戻すべく改定をしております。

しかし、その後、世界的な経済状況により物価の上昇が続くこととなりました。町民の生活は容易でない状況にあります。人事院勧告とはいえ、町民の立場を取れば給与の増は考えられないことでもあります。よって、本議案については反対とします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第64号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第64号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第65号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第65号「国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第65号、国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第66号 国見町特別会計条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第66号「国見町特別会計条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第66号、国見町特別会計条例の一部を改正する条例の件についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第67号 国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第67号「国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第67号、国見町公共下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第68号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第68号「国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第68号、国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第69号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第69号「国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第69号、国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第70号 工事請負契約の締結について

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第70号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 議案第70号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ただいまの工事請負に関して、文化センターの体育館を壊すということなんですけれども、この文化センターのステージの下にある様々な用材というか、椅子とか様々な机とかがございますけれども、その処置というか、それは廃棄ということにするんですか。それとも新たな場所に移動させるという考えを持っているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 9番渡辺議員のお質しにお答えいたします。

観月台文化センター体育館のステージ地下には、テーブル、パイプ椅子などが現在保管されております。一部古いものもございますので、使用できないものについては廃棄をさせていただきまして、利用できるものにつきましては、ほかの体育館などで利用したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第71号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第5号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第71号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第71号、令和4年度国見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 1 2 ページ、2 款総務費、8 目企画費、1 4 節工事請負費なんですけれども 1 3 8 4 万 3 0 0 0 円、大坂住宅リノベーション事業に係る工事請負費の補正増だと思うんですが、当初予算 3 7 3 5 万 7 0 0 0 円、合計しますと 5 1 2 0 万円になると思います。1 1 月 2 5 日の入札結果 3 0 0 0 万円と報告いただいておりますが、この増額について詳細を説明お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1 番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回の大坂団地のリノベーション事業でございますが、当初、工事費 3 0 0 0 万円ということで契約を結ばせていただきました。この中身につきましては、外壁の断熱、外回り、あと屋根の貼り替えということになっております。今回、補正予算でお願いしたのにつきましては、天井部分及び床の断熱工事及び内装分の改修工事、電気関係の設備工事ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） その工事の内容もですけれども、原材料の高騰とかそういったものはなかったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、この契約についてでございますけれども、年度当初より改修工事の詳細な設計を行ってございました。ただし、相次ぐ建設部材、建設物価の高騰によりまして、当初予算内では難しいということになりました。よって、今回補正をお願いしたというような流れになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 続けて別な質問よろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） はい。

1 番（蒲倉 孝君） 2 1 ページになりますが、1 0 款教育費、1 目教育総務費、1 2 節委託料の 3 0 0 0 万円ですが、くにみ学園基本計画策定業務委託費の補正増だと思うんですけれども、くにみ学園構想シンポジウムやワークショップなどで保護者の方々や一般の方々から意見交換をされていると思うんですが、その辺の説明をいただいた上で今回の補正増についてご説明いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 1 番蒲倉議員からのご質問にお答えする前に、本会議でのスムーズな審議のため、私から補足の説明をさせていただきたいと思います。

くにみ学園基本構想について、私どもが意図したものではありませんでしたが、結果として議会議員の皆さんに説明が不足していた点について真摯に反省をしております。申し訳ありません。また、今後適切に説明の機会を設けていきたいと考えてございます。

それでは、くにみ学園基本構想の進捗の状況等についてご説明をいたします。

基本構想の進捗は全体の8割程度と見込んでいます。現在、目指す子どもたちの姿を実現するための学園の機能を検討しています。この学園の機能を基に規模感、大きさですかね、規模感から建設候補地を絞り込む作業を進めていくこととなります。

なお、建設の候補地については、総合的な観点から、くにみ学園として一体的利用が可能な町有地を基本に考えていくこととします。

構想の具体的な進捗ですが、基本構想7つの章で構成されています。第1章から第5章までを終えているところです。第6章、第7章で保育・教育計画の考え方、施設環境の方針、それを踏まえた建設地の選定あるいは必要な教室等の検討に入ります。特に第6章の目指す子どもの姿や保育・教育の計画について、保護者の皆さん、幼小中の先生方、コミュニティスクール委員会、これは保護者、地域の代表の方、あるいは福祉・教育関係者による学校運営協議会ですが、さらに保護者、一般の方を対象としたワークショップ、小学生のタウンミーティングなど8回の意見交換の場を設けていきました。加えて策定委員会は3回ほど開催しています。

今後のスケジュールですが、建設候補地を含め1月には中間報告をしたいと考えています。基本構想は策定は2月を予定し、切れ目なく事業の推進に当たるため、策定後に基本計画の発注をするため本定例会で補正予算をお願いしているところであります。

なお、順調に進めば3月定例会で繰越明許をお願いし、令和5年度にかけて基本計画の策定を進めていきたいと考えています。

以上、審議にあたっての補足の説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま、教育長から、くにみ学園の進捗状況についてお聞きしました。8割方進んでいるというお話でございます。

そこでなんです、この委託料の3000万円、8割進んでいて、なおかつ委託、要は第三者委託だと思うのです。この3000万円という金額の大きさと、私、ちょっとイメージできない。具体的にどのようなことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 8番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

基本計画は基本構想で定めた基本理念、コンセプトを実際に具現化していく作業になります。基本設計に入るための与条件の整理と学園整備の概算を出していきます。具体的には、くにみ学園のゾーニング、各部屋の大きさ、デザインを検討します。認定こども園、義務教育学校、子どもクラブ、預かり保育、体育館、グラウンド、給食施設など全ての施設の各部屋ごとに、大きさ、デザインを決めていく作業を行います。そして、全体のイメージパースを作成します。また、防災、避難所機能の検討も必要になると考えています。全体事業のスケジュールと整備の概算事業費を出す作業になります。

これらの作業を行うためには、専門的な知識と技術が必要になります。町として大変大きな整備事業になりますので、基本構想をきちんと反映して具現化した基本計画を策定して概算事業費をつかみ、次の基本設計、実施設計に入りたいと考えております。このために委託事業としてお願いしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 今、内容についてお聞きしましたが、そうしますと私はこの今のお話の内容は、いわゆる教育委員会、自分たちでできるのではないかと思うんです。自分たちでしっかりと基本理念やその他に付随することを話し合って決めて、なかつその上で自分たちの目指す学園はこうするんだというイメージを、具体的に今度は校舎をどうする、土地はどうする、教室は幾らに、その辺は次の段階でのことだと思って、その時点において第三者に委託するものではないかと私は思うんですが、そういう段階を踏むことでは駄目なんではないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほど佐藤議員からのご質問であったとおおり、様々な検討をこれから進めていくことにはなります。教育の理念であったりとか、各部屋の例えばその数、それから、これからの生徒数をイメージしての教室の数等については、これは基本構想の中で今具体的に議論をして、それが先ほど話をしましたように8割方は終わってきたかなというところで、これからはその事業、用地の選定というようなところに入ってくるということで、先ほどお話を申し上げました。

基本計画については、今、構想が8割方できている中で、その構想を具現化するための計画という位置づけになっています。

では、そこで具体的に何をやるのかということなんです、一番大きいのは全体の敷地に対する配置の計画であったりとか、あるいは各部屋の大きさ、デザインという話をしましたけれども、具体的な寸法まではいかないですけれども、部屋の大きさを示していくというのを各部屋ごとにやっていく必要があります。この諸室の検討だけでも学校には普通教室、特別支援の教室、それから理科とか音楽等の特別教室、さらに図書室、会議室、多目的なホール、ランチルーム、保健室といった様々な部分があります。今回は0歳から15歳ということもありますので、それこそ小さいお子さんの保育をする保育室、遊戯室、一時預かり、学童保育というところもあります。これらを全てそれぞれ検討していくということになりますので、この作業については作業量が膨大ということも当然ありますけれども、きちんとした専門的な知識がないとできないということがありますので、これをしっかりと定めて、次の基本設計に移りたいということで今回お願いをさせていただきますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 同じことについて聞きたいと思います。

今、私、伊達地方消防組合議会で聞いてきたことなんですけれども、まず基本構想、何をつくりたいのか、どういうふうにしたいのか、今、教育長が言ったように、ものを造るには今の子ども的人数とか、あるいはどういう建物にしたいのかとかいうようなものがあるんで、その基本構想をつくるのにお金がかかると。いろんなものを造るため、基本構想を考えるために、その人の意見をもらうために基本構想をつくりたいということでもいいんですよね。基本構想をつくりたいということの前提でしたときに、問題はそのつくった後に、その後に基本計画をつくっていくんだと、段階的にいくんだと思うんですよ。

そうした場合に考えられるのは、基本計画をやっていく上での基本構想をまともにやらなくちゃ駄目なんだということは分かりましたけれども、その基本構想に入っていくときに教育委員会の意見、つまり、つくったものに対して教育委員会がただ言うのか、それとも一緒に基本構想を8割方つくっているんですけれども、そこに教育委員会も交ざってその8割方できているけれども、基本構想を確実にしていくということで考えていっているのか、教育委員会がそこまで入っているのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

現在、策定委員会の中で進めておりますのは基本構想の検討でございます。新しい学園を整備するために、町の保育と教育についての現状と課題を抽出して、その課題解決のために町は子どもたちにどのような教育をしていくのか、その教育のためにはどんな機能が必要なのか、基本理念を定めて将来的な子ども数を考えながら、必要な学級数、必要な施設規模、場所、大まかなスケジュールなどを定めていくものでございます。

現在、ワークショップ、数々開催しながら、それらの意見を取りまとめ、今年度この基本構想を策定できるように進めているところでございます。この構想を具現化していくのが基本計画になります。今回お願いしている委託予算につきましては、この基本計画の策定業務になります。この基本計画、基本設計に入るための与条件の整理と学園整備の概算を出すものでございます。学園整備の設計、工事を進める上での根幹となる計画でありまして、基本構想で定めた町の基本理念、コンセプトを実際に具現化していく作業になります。その後に基本設計に入っていくことになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ちょっと繰り返しますが、この3000万円の中に、くにみ学園の基本理念作成が含まれているんですか。それとも、理念も含めて計画策定業務もこの委託料に入るんですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 現在、基本構想のほう、策定を進めておりますが、こちらの構想の中で町として子どもたちにどんな教育をしていくのか、そのためにどんな機能が必要なのか、基本理念をここで決めるために検討を進めているところでございます。この構想、この理念を具現化していくものが基本計画となります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私が言いたいのは、要はその計画、要は言ってしまえば事務作業ですよね。例えば校舎の改修とかの物理的な費用とかではなくて、そういう事務作業において3000万円かかるというのが、私はちょっとイメージできないんですが、その辺はどうなんですか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

積算根拠でございますけれども、建築関係設計業務等委託料算定要領に基づく積算になります。幼稚園、学校の種別で延べ床面積、仮に1万平米とします。工期を約5か月として計算しました。この場合の人件費に諸経費、技術経費、消費税を加えまして約3000万円という予算を積算してございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） そうしますと、設計料……同じことをやっているんですか。

議長（東海林一樹君） 続けてください。

8番（佐藤定男君） はい。そうすると、今の段階で設計料も含めた料金がこの3000万円に入っているということよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほど来の答弁の中でもしているんですが、基本計画と基本構想はまるで別なものとご理解をいただきたいと思っています。一般的なお話をお話させていただきましても、基本構想は例えば建物の整備の骨格の部分を決める、いわゆる教育の理念であったりとかというところに該当するかもしれません。基本計画というものについては、基本設計の一部としてやられることも多いというところはあります。だから、なじみがないというのも当然だと思っています。ただ、今回のくにみ学園の整備については、学校、さらには認定こども園、体育館、グラウンド、プール、さらにそれに付随する学童保育であったりとか、そういうところまで含んで規模の大きい整備になります。そのところを考えていくと、きちんとした事務作業としての構想については、私ども一生懸命、今やっているところであります。

その次の段階に移るときに、まず、この今やっている構想をより具体的にしてもらって、設計するときの条件をあらかじめ整理をしてもらう、このところをやらないと、大規模なこの整備事業は進まないと思っています。

先ほども話しましたが、事業全体のスケジュール、これは具体的な工事の部分も含め

て、専門的なところも含めて検討いただきます。さらには概算の事業費、これは私も事務屋ではちょっと難しいところですので、きちんとした概算の事業費をはじくことで今後の財源への対応であったりとか、あるいは年度的な問題であったりとか、そんなことに対応していくということになりますので、まさにその基礎をきっちりと固めるという作業を、今回基本計画の中で進めていきたいと思っています。

さらに、構想ができて、構想を具現化するということですので、きちんと流れをつけて間が空かないようにやっていきたいということで、今回お願いしているということをご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） では、もう一回だけ
8番（佐藤定男君） 最後に申し上げます。

今、教育長の説明で理解できました。私は最初、計画策定業務の3000万円という委託料が、くにみ学園全体のいわゆる理念から全て運営まで、何か第三者に丸投げをしているのではないかというイメージがありましたんで、いろいろ質問いたしました。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

町長。

町長（引地 真君） まず、町側からも議会の皆さんにはおわびをしなければならないと思っています。一般会計補正予算の審議をしていただいておりますが、このくにみ学園に関して町側の議会に対しての説明の不足、これを本当に痛感しています。町を代表して心からおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

その上で、くにみ学園の今回の3000万円の補正予算については、教育委員会が答弁をしたとおりです。この3000万円というのは、基本計画の委託料を補正をお願いしているということになります。

現時点で教育委員会を中心として作業を進めている基本構想も今日お願いをしている3000万円の基本計画全て丸投げではなくて、町としての、くにみ学園はどういったものかという、その根本的なところ、ここは第三者には譲りません。

これまでの国見町の教育というのは、特に震災後の10年間、教育委員会から予算要求されてきたものに対して町側は削りに削っていました。引地が生涯学習課長だった平成30年度には、学校教育課の職員が生涯学習課に来てコピー用紙をくださいと言ったことがありました。何をするのかと聞いたら、中学校でコピー用紙が足りないという。中学校で購入すればいいのではないかと、その予算がないという。コピー用紙を購入する予算も十分につけていない町だったのです。教育予算を削りに削ってそこまでやっていた。ましてやトイレットペーパーを買う予算づけも十分ではなかったということも後に聞きました。そういった、きちんと教育環境を整備するための予算をつけない町というのは未来はないだろうと思っていました。

教育というのは、今すぐ結果が現れるものではありません。橋を造る、道路を造る、そういった目に見える効果というのはなかなか出てきません。ただ、子どもの数が少

ない、出生数が少ない中で、若者、子育て世代がこの国見町に注目するための子育て環境あるいは教育環境をしっかりとこの国見町は再構築をしなければならないと思っています。

今、保育所、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ1校ずつありますが、場所を考えていただければ分かるとおりに全部ばらばらの場所にあります。小さい子どもを持っている保護者は、まず保育所に子どもを預ける、そして、その足で今度は幼稚園に行く、そういったことを毎朝繰り返しています。これも子育て環境を良くするためにはその改善も必要だろうと思います。

くにみ学園を考えているのは、教育長が答弁をしたとおりに1か所にして保護者の負担を軽減する、そして地域がその子どもたちをしっかりと見守る、そういった環境をつくるということも必要なんだろうと思っています。そういった町の基本的な考え方をきちんと具現化するためには、町の考え方を委託先に伝えて、それをよりグレードアップさせる知見を持っている人たちと組まなければ、国見の教育環境というのは良くならないし、子育て充実をさせるための一つのコンテンツである教育の充実というのにも図られないだろうと考えました。

まずは今、国見に暮らしている子どもたちの教育環境を充実させたい、教育を受けさせるなら国見だと。では国見に移住しようかと思ってもらえるほどに充実させたいと思いました。そういった意味も込めての今回のこの3000万円の補正予算ですので、どうぞご理解いただいてご承認いただきたいと考えています。

以上、よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 今、町長からそのような話があったんですけども、これは町として大きなプロジェクトになると思うんですけども、なぜ今までそのような話をしてこなかったのか。重大な話ですよ。聞けばホームページに載せてあるとか、あるいは「政経東北」でしたっけ、そういうところにも語ってあると。若干は議会に説明、教育長から若干あったのかな、あるんですけども、正式な詳しい説明、何もないんですよ。それで、委託料がぱっと出てきまして3000万円。これ、どうなんですかということで、だんだんそういう話があるということで、それはちょっと話が逆ではないかなと思います。

この件については、その委託料も含めまして、もうちょっと詳しいというんですかね、客観的、具体的な話をもう少ししていただきたいなと思います。今、ここで初めてそういう理念なりなんなりを町長の口からいただきました。教育長からもいただきまして、それでここで採決しろというのは、ちょっと虫が良すぎるんじゃないかなと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も同じような発言かもしれませんが、今年の6月の一般質問で、一体、くにみ学園はいつ頃できるのかと。初めてその時期に令和9年度か令和

10年度かというような話が出て、それ以来数えますと半年くらい、その話は全く皆無に等しかったということで、今、宍戸議員も話したように、その前段に教育長も今まで話してこなかったことについてはいろいろ弁解しているようではありますが、やはりその辺がないままに今回この3000万円というのは、中身的に本当に簡単にこれは設計料だとか、これは何々料だとか、今までのところには結構あるのです。だから、その辺を含めてきちっと整理してから出していただきたいかったなと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいんですか。

5番（山崎健吉君） 結構です。

議長（東海林一樹君） 村上君。

7番（村上 一君） 17ページの農業振興費なんですけれども、その中の国見町伐採木剪定枝等肥料化促進事業に300万円となっているんですけれども、確かに我々も剪定すれば出るんですけれども、その処分に苦慮しているんですよ。その中でどういう事業かお聞きしたいと思うので、よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正予算に計上しております補助金につきましては、剪定枝を粉砕するチップパーを3台導入したいとするものでございます。具体的な内容につきましては、JAふくしま未来に2台、伊達果実農業協同組合に1台、合計3台を配置して、生産者が借りて使用することを想定してございます。

なお、現在、剪定枝については焼却していますが、環境に配慮した形ですと、やはりチップパーで細かく砕いて肥料として畑に還元する。このことによって肥料代の軽減、さらには地球温暖化、そしてSDGsの理念にも合致しますので今回3台導入をしたいとするものでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 20ページになります。消防費の中の災害対策費なんですけれども、委託料として、資料によりますと防災行政無線基本設計業務委託というふうなことになっていますけれども、今、何か不具合があつて新たなシステムに置き換えるといいですか、替えるという意味なんでしょうか、どういうことなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在の防災行政無線については12年ほど経過しておりまして、来年度におきましてはシステムの変更というものを現在予定しております。近年いろいろ技術が上がっておりまして、今の防災無線の精度、さらには能力等について、再度来年改正に向けて、この時点できちんと調査をして、適切な形で来年改修に向けて進めたいということで、今回この調査分について委託料を計上させていただいた次第でございます。お

願いいたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、機械がどうなのかということではなくて、システム全体を変えらるというふうなことで、この基本設計を進めるという理解でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 基本的なことについては、現在の防災行政無線、それなりの効果という役割を持っていますんで、大筋ではありませんが、その後の各通信システムですとか、そういったものが随分進歩していると。さらにはこの事業を来年度、起債の関係で、さらに交付税も関係の事業の関係で結びつけるための、その辺の考慮もござりまするので、そういったことを加味しながら調査のほうを進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 5番。

18ページの7款商工費のまちづくり交流推進費です。この指定管理料440万円ほどプラスされているんですけども、基本的に今までは2500万円ですよという話だったんですけども、なぜここにきて、赤字の補填とは言わないんでしょうけれども、こういうふうになったか、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

商工費の中に負担金として指定管理料440万円の補正増、今回お願いしてございます。内容としましては、道の駅国見あつかしの郷の指定管理料の増額になりますが、中身としましては電気代の高騰に伴う増額になります。道の駅国見あつかしの郷で使用した電気代については、毎月全額分が会社に請求が行きます。そして、会社が支払います。町が2500万円の指定管理料を支出していますが、その2500万円の中に町が負担すべき公的な部分の電気代も入っています。

ところが、今回の電気代の高騰に伴って、道の駅でも電気料が毎月高騰しています。当然その中には町が負担すべき電気料も含めて会社が先に支払っていることとなりますので、町が支払うべき公的な部分の電気代については、町とまちづくり会社の協議に基づいて、高騰している電気代分を今回増額をお願いする中身になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、電気代って公共料金ですから、例えば水道とかそういうものも上がれば、これはプラスと、こういうふうなことで考えているんですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

道の駅国見あつかしの郷では、当然、電気、ガス、水道などのいわゆる光熱水費が

かかっています。ガスに関しては、どちらかというと言利目的の部分ですので、この部分については当然会社が負担すべきものと考えてございますが、水道については公衆トイレの部分の水道代も非常に大きくなってございますので、水道代がもし値上げになった場合には、当然、町と会社の協議に基づいて指定管理料を増やすかどうかを協議していきたいと考えてございますし、トイレの部分については、当然、国からも一部負担をいただいておりますので、国と町との協議でも、きちんと負担していただくべき金額は町から国に請求をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） ちょっと別な問題です。いいですか。

議長（東海林一樹君） 別の問題ね。はい、どうぞ。

5番（山崎健吉君） 26ページの一般職の超過勤務が、今回累計で1114万3000円プラスになっているということなんですけれども、これでいいですか。

そうしますと、これはこれなんでしょうけれども、私、また計算、若干してみましたら、そのほかに給与の減額というのがあるんです。これ、給与の減額というのは、ここに出ていないんですけれども、プラスマイナスすると私が計算した話では674万4000円なんですよ。ということは何を私が言わんとしているか。670万円近くが余っているのは約1.何人位余っていますねと、人数的には。それなのに超勤が1100万円ということは、ちょっと合わないのではないですかと。何か人はいるけれども超勤稼ぎのためにこの超勤に振っているのではないのと。であったら人員を削減したらいいんでないというのが、私の考えなんですけれども、その辺はどうなっているか、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） まず、超過勤務については、年度当初についてはシーリングで上げていて、現状を見ながら9月補正なり12月補正で増やしていくということにしております。当然3月の震災もありましたし、前年ぐらいの規模に、前年決算からいえば200万円ぐらい増えていますけれども、ほぼ前年並みぐらいの予算にはしなければ、ちょっと3月までもたないかなということで計上させていただきました。

給与については、令和4年当初予算のときには前年の現員・現給で計上するということと、それに伴う令和4年の人事異動に伴う整理が当然必要になるんですけれども、ご存じのとおり7月で退職者2名がおり、その分がそっくり余ると言っちゃおかしいんですけれども、その部分が大きな減少の原因になっているのかなと。そこで1人辞めれば、その部署は当然人が1人足りなくなるので超過勤務は増えることもありますし、これは業務のやり方にもよるんですけれども、一概にそこが要因とは言えないんですが、ざっくり言えば年度途中で辞めた分が給与のほうが減ったと。超過勤務については、基本、前年並みぐらいの見込みで計上させていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） この給与については、それこそ0.1とか0.2人工とかという話になりますから、なかなか難しいと思うんですけども、この超勤、11月の監査報告で監査委員のほうから、これ出ているんです。9月の決算議会でも副町長は、特別な業務と捉えて超過勤務を指示しているんだと、こういうふうなお話をしましたね、ここに書かれていますけれども。それなのに、これには命令した人、長ですね、所属長が判こも押していないんですよ、これ、命令簿に。これはどのような指導をしているのか、ちょっと教えていただきたい。全然合わないんじゃないですかというようなことです。指導体制がなっていない、こういうふうに思っています。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

監査での指摘事項については、庁議を通じて関係各課長にそこは指示をしております。ただ、超過勤務命令につきましては各課の管理になっていまして、最終的にこちらには正式に上がってこない。各課の課長の命令になるので。給与を払うときにしか回ってこないという状況もありますので、そこはちょっと私が全部チェックしているというわけではございませんので、そこはなるべくチェックして漏れがないように、今後注意をしていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） いや、今、私、総務課長に名指しで言ったわけではなくて、ここに書かれているのは所属長ですから、多分、ここにいる皆さんが所属長なんですけれども、その人たちの誰か知りませんが、そういう意見を代表というか副町長なり総務課長が指示をしているにもかかわらず、これには判こを押していないから、その指導はどうなっているんですかというのを私は問いたいんですけれども、その辺だけ教えていただきたい。副町長お願いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

超過勤務命令簿に判こを押していないという監査委員からの指摘があったのは事実でございますので、その部分については、当然超過勤務というのは各課長が命令をして実施を確認をして、システム上、総務課に申請をするということになっていきますので、当然漏れがあってはいけないことでございます。引き続きそういうことのないように指導していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに。

八島博正君。

13番（八島博正君） 13番。

ただいま、5番議員の関係する残業代、26ページですけども、今、副町長答弁しましたけれども、副町長がこの対策会議の委員長だということで、あえてもう一度

質問しますけれども、今回の1114万3000円の増によって前年度と同額くらいの5500万円の総額になってきました。調べてみますと、しょうがないのかなと思うところもあるんですが、総務の354万3000円を筆頭に、税務はこれは税務申告、これからあるから200万円というのは理解できるんですけども、戸籍係で120万円、社会福祉係で1100万円、保健体育というと公民館で大体しても社会教育のもの、体育関係で出るんですけども、これも100万円という形で補正されております。

やはり、9月の年度の決算でも監査から指摘されました残業代、100時間超える職員をなるべく少なくして去年よりは少なくなっているのだけれども、もっと努力すべきだという指摘がございましたけれども、今回の補正で、また前年と同額くらいの残業代になっちゃったなと思うんですけども、残業を減らす対策として内部検討会か、内部の中でどのような対策をしているのか、副町長に質問いたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 八島議員の質問にお答えをいたします。

今回、1100万円の補正増ということでございますけれども、当初予算を組んだ時点では3月16日の地震災害は想定していないわけですので、その部分を既存予算で使ってしまった不足しているという部分、また、令和3年度の地震の影響もあり、そのような事情もあって、若干不足する見込みだということで、今回補正をお願いしたということでございます。

それで対策でございますが、前回9月の議会でもお話をしました。まず、職員の意識改革も含めて、先ほど山崎議員からもございましたけれども、超過勤務というのは本当に特別なものなんだよということで、本当に必要な部分だけ各課等の長に申請をして了解をもらって残業をするということをさらに徹底をさせ、それと組織検討委員会のお話もさせていただきましたけれども、私がトップで、今年度については4回ですかね、開催してございます。

業務量は毎年変化していきます。例えば、くにみ学園構想を策定するというと、業務がやはりそこの課に集中してしまう。そうしたらば次年度の組織はどうしたらいいんだということで、現在もそういう部分を含めて、ほかにいろんな業務もございましてけれども、組織検討委員会の中で検討しながら、来年の4月に向けて必要に応じて年度途中でもその組織を見直すというのもありなのかなと思います。そういうことで、これから来年度に向けてさらに検討を進めていくというような状況でございます。

それと、あと9月の議会で申し上げたもう1点が、職員個々人のスキルアップです。これはすぐに研修会をやったからってスキルが上がるものではないんですけども、それぞれ各研修機会を増やして、知識を深めて業務にあたる、町民のために業務にあたるということをさらに引き続き徹底をして、超過勤務の削減、働き方改革につなげていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 先ほど浅野議員から質問あった件を確認したいんですが、住民防災課長に確認いたします。

昨年、私、12月の議会で9年超経過した防災無線の件を質問させていただいた経緯がございます。その際は、検討します、今課長おっしゃったように、機器はもう進んでいるので、ただ、そこでアプリがどうのこうのとかという返答をいただいていたんですけども、今回は無線の電波そのものを改善していただけるということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今回につきましては、防災行政無線、それを第三者の目からいろいろ検証すること、さらには先ほどありましたアプリの関係、個人の方にどういうふうに通知をするか、そういった制度も現在発展しておりますので、その辺の関係の導入も含めて更新を進めると。なお、そういうことで考えております。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 結局そっちですか。今の現在使っている防災無線の外部アンテナで対応したとかいろいろ聞きますけれども、いまだに入らないところが多いんですよ。そこを改善するというための委託料ではないんですね。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在の戸別受信機のほうの関係も含めて、実は先ほどお話にあったように情報が入らないということもありますが、さらには個人個人への通知ということも考えるんで、その辺を総合的に考えたいと。ただし、すみませんが電波の周波数だとかその辺の変更についてどうなるかというのは、ちょっと私、今の段階ではお答えできませんので、総合的には判断を進めたいと考えています。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 8ページの、これは何だ、国庫補助金の4番の土木費国庫補助金で552万円、屋根耐風改修支援事業ですか、これがあつたんですけども、これは何件くらい補助したんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番山崎議員のご質問にお答えいたします。

屋根耐風改修事業に係る実績でございますが、現在35件の補助をいたしており、これからまだ申請見込みもございますので、今回20件分の事業費の補正ということで歳入のほうを見込んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5 番（山崎健吉君） ということは、これ、19ページのほうの同じ都市計画に552万

円入っているんですけども、そうするとトータルすると、1000万円ちょっとになるんですけども、これは両方、今プラスした答えでいいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

その1100万円でございますが、事業費のうち23%分の補助額を計上しています。これについては国費と、あと町単独費も入って合計で1100万円ということでございます。事業費の23%の補助の20件分の基本額55万2000円の23%。

失礼しました。1140万円の根拠を改めて説明しますと基本額55万2000円、これから申請が見込まれる20件分の事業費ということで計上させていただいております。補助率は2分の1となります。

以上です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ということは、これは屋根だけの話で、ブロックも補助しますよという話も出たんですけども、ブロックはこの中には入っていないとか、もう終わったということでもいいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

この挙げている補助金の中にはブロック塀は含まれておりません。なお、ブロック塀の申請は受け付けているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 12ページの情報管理費、14節工事請負費として170万8000円とありますが、国見町地域イントラネットケーブル移設工事とありますが、どの地域なのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

こちらのイントラネット光ケーブルの移設工事につきましては、4号国道拡幅工事に伴うものでございまして、地区としましては上野台運動公園の入り口から県北中学校あたりまでということになっています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、先ほど言ったように、21ページの教育総務費の委託料、これ特定財源その他となっているんです、3000万円。一般財源ではないんですけど

も。この件について先ほど町長、教育長から初めて詳細または目的等を教えていただきました。外部からはいろいろあったんですけども、初めてそういう形の理念とか構想とか、初めてこういう対面で説明していただきました。これ本当に重要なことで、国見町としては大きなプロジェクトなんです。私も人づくりは本当に大切だと思います。最重要だと思います、当町においては。

よって、どういう形でロードマップの中でこの委託料がここに当てはまるということで示していただかないと、どこでこの委託料が発生するのか、もうちょっと具体的に示していただきたい。それと、分かる範囲でロードマップ、これも示していただきたいと思います。

私は、この件についてまだ十分理解していませんので、この予算については反対をします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、私どもとしてはこの予算は賛成の意見として考えたいと思います。

やはり今、大分問題になっているのは3000万円のことだと思うんですけども、教育の問題に関しては、今、教育長あるいは町長のほうからの答弁もいただきました。これは、あくまでもこれからつくるこれからのものでありますから、これに対してどうしようもないということではなくて、これから見るための初めのお金だと思っております。これができて、そして基本設計及び基本計画になったときに、もう一度この状態がいいのだ、そして、みんなが喜ばれるという教育場所をつくるためだと思うのであれば、この予算を通すべきだし、私はこの議案に賛成をいたします。

以上であります。

議長（東海林一樹君） ほかに。

佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 私は賛成の立場でお話を申し上げます。

私、最初はいろいろ質問したとおり、委託料3000万円について、どうも納得ができないという考えがありまして、質問に対する答弁によっては、これは反対しようと考えていました。でも担当課長及び教育長、なおかつ町長からのお話を聞きまして、くにみ学園についての理念をしっかりと持って、グランドデザインをしっかりと指して、そして、その上で計画を委託するというところでございますので、私は賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 私も反対の立場から質問させていただきます。

今、3000万円のお話なんですけれども、結局、先ほど私もお話ししたように6か月もたっても、やっと今この3000万円の話をして、どこに何を使うというの

は今いろいろお話あったようですけれども、まだまだ説明が足りないと、こう思われますので私は反対したいと思います。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありますか。

松浦君。

11番（松浦常雄君） 佐藤定男議員と大体同じなんですけれども、最初はこの3000万円のことが内容が分からなくて、どうなのかなという思いでしたが、教育長、それから町長の説明で概略理解できました。それで私は賛成の立場で述べます。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時55分まで休議いたします。

（午前11時48分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時55分）

◇ ◇ ◇

◇議案第72号 令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第72号「令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第72号、令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第73号 令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第17、議案第73号「令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長(安藤充輝君) 議案第73号、令和4年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第73号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第74号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第18、議案第74号「令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(黒田典子君) 議案第74号、令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇同意第3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第19、同意第3号「国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

(書記 同意第3号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 追加日程がありますので、暫時休議いたします。

(午後0時04分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後0時05分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、2件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この2件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第20、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することと決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第21、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(引地 真君) 令和4年第5回国見町議会定例会の閉会にあたり、挨拶します。

ご提案した議案は、格別のご理解により、原案のとおり議決いただいたことに感謝します。ありがとうございます。また、議案審議の過程において出された意見については、執行部はしっかりと肝に銘じ対応していきたいと考えています。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時08分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月9日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 渡 辺 勝 弘

同 署名議員 松 浦 常 雄